

令和 8 年第一回定例会

八 丈 町 議 会 会 議 録

令和 8 年 3 月 2 日 開会

令和 8 年 3 月 30 日 閉会

八 丈 町 議 会

令和 8 年第一回八丈町議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

第 1 号 (3月2日)

議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
事務局職員出席者	4
開会及び開議の宣告	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
諸般の報告	6
行政報告	1 3
台風第 2 2 号・第 2 3 号災害の現状総括	1 5
施政方針	4 0
承認第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 5
報告第 1 号の上程、説明、質疑	4 9
諮問第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 1
議案第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 3
議案第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 7
議案第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 9
議案第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 1
議案第 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 3
議案第 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 4
議案第 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 5
議案第 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 8
議案第 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 0

議案第 10 号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 1
議案第 11 号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 3
散会の宣告	8 5
署名議員	8 7

第 2 号 (3月17日)

議事日程	8 9
出席議員	8 9
欠席議員	8 9
地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	8 9
事務局職員出席者	9 0
開議の宣告	9 1
会議録署名議員の指名	9 1
一般質問	9 1
金 川 孝 幸 君	9 1
山 下 巧 君	9 9
真 田 幸 久 君	1 0 2
浅 沼 隆 章 君	1 2 0
岩 崎 由 美 君	1 2 6
奥 山 幸 子 君	1 3 4
山 下 則 子 君	1 4 3
浅 沼 碧 海 君	1 4 8
議案第 12 号の上程、説明	1 5 6
延会の宣告	1 6 9
署名議員	1 7 1

第 3 号 (3月18日)

議事日程	1 7 3
出席議員	1 7 4
欠席議員	1 7 4

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 7 4
事務局職員出席者	1 7 5
開議の宣告	1 7 6
会議録署名議員の指名	1 7 6
議案第 1 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 7 6
議案第 1 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 3 8
議案第 1 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 4 1
議案第 1 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 4 5
議案第 1 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 4 7
議案第 1 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 5 4
議案第 1 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 5 6
議案第 1 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 6 4
議案第 2 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 6 6
議案第 2 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 6 7
議案第 2 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 6 8
議案第 2 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 6 9
議案第 2 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 7 0
報告第 2 号の上程、説明、質疑	2 7 2
報告第 3 号の上程、説明、質疑	2 7 3
承認第 2 号ないし承認第 7 号の上程、承認	2 7 5
散会の宣告	2 7 6
署名議員	2 7 7

第 4 号 (3月26日)

議事日程	2 7 9
出席議員	2 8 0
欠席議員	2 8 0
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2 8 0
事務局職員出席者	2 8 0
開議の宣告	2 8 1

会議録署名議員の指名	2 8 1
同意第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 8 1
議案第 2 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 8 2
議案第 2 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 8 6
議案第 2 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 8 8
議案第 2 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 8 9
議案第 2 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 9 1
議案第 3 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 9 6
議案第 3 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 0 0
議案第 3 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 0 5
延会の宣告	3 0 6
署名議員	3 0 9

第 5 号 (3月30日)

議事日程	3 1 1
出席議員	3 1 1
欠席議員	3 1 1
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3 1 2
事務局職員出席者	3 1 2
開議の宣告	3 1 3
会議録署名議員の指名	3 1 3
議案第 3 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 1 3
議案第 3 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 3 9
議案第 3 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 4 3
議案第 3 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 4 4
議案第 3 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 4 7
議案第 3 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 4 9
議案第 3 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 5 1
議案第 4 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 5 3
議案第 4 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 5 5

議案第 4 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	3 6 7
総務文教委員会の閉会中の特定事件の調査活動について……………	3 6 9
経済企業委員会の閉会中の特定事件の調査活動について……………	3 6 9
議会運営委員会の閉会中の特定事件の調査活動について……………	3 7 0
議会改革特別委員会の閉会中の特定事件の調査活動について……………	3 7 0
閉議及び閉会の宣告……………	3 7 0
署名議員……………	3 7 1

八丈町告示第 3 5 号

令和 8 年第一回八丈町議会定例会を下記のとおり招集する。

令和 8 年 2 月 2 4 日

八丈町長 山 下 奉 也

1 期 日 令和 8 年 3 月 2 日 (月) 午前 9 時

2 場 所 八丈町役場大会議室

応招・不応招議員

応招議員（12名）

1 番	真 田 幸 久 君	2 番	浅 沼 隆 章 君
3 番	奥 山 幸 子 君	4 番	浅 沼 清 孝 君
5 番	山 下 則 子 君	6 番	金 川 孝 幸 君
7 番	沖 山 昇 君	8 番	岩 崎 由 美 君
9 番	浅 沼 碧 海 君	10 番	山 下 巧 君
11 番	浅 沼 憲 春 君	12 番	山 本 忠 志 君

不応招議員（なし）

令和 8 年 第一回 八丈町議会 定例会 会議録

議 事 日 程 (第 1 号)

令和 8 年 3 月 2 日 (月曜日) 午前 9 時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 台風第 22 号・第 23 号災害の現状報告
- 第 6 施政方針
- 第 7 承認第 1 号 専決処分事項の報告及び承認について (令和 7 年度八丈町一般会計補正予算 (第 8 号))
- 第 8 報告第 1 号 八丈町災害復興計画の策定について
- 第 9 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第 10 議案第 1 号 令和 7 年度八丈町一般会計補正予算 (第 9 号)
- 第 11 議案第 2 号 令和 7 年度八丈町介護保険特別会計補正予算 (第 4 号)
- 第 12 議案第 3 号 令和 7 年度八丈町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 4 号)
- 第 13 議案第 4 号 令和 7 年度八丈町国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)
- 第 14 議案第 5 号 八丈町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例等の一部を改正する条例
- 第 15 議案第 6 号 八丈町土地開発基金条例の一部を改正する条例
- 第 16 議案第 7 号 東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約
- 第 17 議案第 8 号 令和 7 年度ストック総合改善事業末吉団地改修工事請負契約の変更
- 第 18 議案第 9 号 令和 7 年度農業基盤整備促進事業三根河尻水路改修工事Ⅲ期請負契約の変更
- 第 19 議案第 10 号 令和 7 年度農地防災事業銚子の口ため池地区改修工事請負契約の変更
- 第 20 議案第 11 号 担い手育成研修センター作業棟 (管理エリア) 建設工事請負契約の変更

出席議員（１２名）

１番	真田幸久君	２番	浅沼隆章君
３番	奥山幸子君	４番	浅沼清孝君
５番	山下則子君	６番	金川孝幸君
７番	冲山昇君	８番	岩崎由美君
９番	浅沼碧海君	１０番	山下巧君
１１番	浅沼憲春君	１２番	山本忠志君

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	山下奉也君	副町長	山越整君
公営企業 管理者	奥山勉君	教育長	大澤道明君
企画財政 課長	金川智亜樹君	総務課長	高野秀男君
税務課長	山下進君	住民課長	小野高志君
福祉健康 課長	菅原宏幸君	建設課長	櫻庭郁也君
産業観光 課長	大澤知史君	企業課長	菊池拓君
企業課 主幹	岡野豊広君	教育課長	田村久美君
消防長	堀本敏彦君	病事務 補佐	菊池裕介君
代表委員 監査委員	鍵山卓史君	企財面 課長	奥山公貴君
企画財政 課長	佐々木奏君	福健康 課長	笠原達也君
福祉健康 課長	山本良太君	福祉障 が係長	
		住民課 長	
		国保 係	米田眞理君

事務局職員出席者

事務局長	高橋太志君	書記	浅沼紀子君
書記	川村泰生君	書記	佐藤範武君

書記
(録音)

坂田

淳君

書記
(録音)

明石

丈君

◎開会及び開議の宣告

○議長（山本忠志君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名、定足数に達しております。

よって、令和8年第一回八丈町議会定例会1日目は成立いたしました。

これより開会いたします。

議案説明のため町長、副町長、公営企業管理者、教育長、監査委員、各課長及び職員の出席を求め、議事公開の原則に基づき、傍聴人、報道関係者の入場も許可してございます。

（午前 9時00分）

○議長（山本忠志君） これより会議に入ります。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（山本忠志君） 日程第1、会議録署名議員に、8番、9番議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第2、会期の決定ですが、本日より3月30日までの29日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、ただいまのとおり決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第3、諸般の報告を行います。

例月出納検査結果報告、令和7年度定期監査報告、議長報告及び議員派遣結果報告についてですが、お手元に配付のとおりですので、朗読を省略いたします。

令和7年度定期監査報告におきましては、代表監査委員より補足説明があります。

代表監査委員。

○代表監査委員（鍵山卓史君） 皆さん、おはようございます。

今回の定期監査報告について、少し補足させていただきます。

また、その前に、今回、大災害時において、町長をはじめ町の全ての職員の方々、そして議員の皆様方、復旧・復興に全力で立ち向かわれたこと、八丈島町民の一人として心から厚く御礼申し上げます。

そして、島の復旧・復興が進む中、今回の監査では、今期の復興の試験的手当てがどのように行われるのか、また、人的な状況がどのように担保されているのかという面から、企画財政課及び総務課に絞って行いました。さらに、八丈島復興計画、そして八丈島の基本構想についてもレビューさせていただきました。

その結果、公表させていただきました監査結果報告に加えて、今後、監査委員として重要と考える点について補足させていただきます。

今回の大災害においても、また、これからの島の最重要課題は、大きく2つに分けられるのではないかと思います。その一つは財源の問題、もう一つは人口の減少についてだと思います。財源に関する議論は、国や都を中心とした補助と地域産業、これは主に農林業、観光商工業から創出される財源です。

八丈島が国や都からの様々な補助なしで成り立つことはかなり難しいことは理解しております。しかし、これから自然環境のより大きな変化、国の財政問題、そして世界の様々なリスクを考えると、将来、もし国、都からの補助や援助が十分に得られないとき、島の財政上の問題は島民の生活に甚大な影響を及ぼす可能性があります。

サステナブルという言葉がよく使われております。この言葉には、自主において持続可能という意味なんです。地域経済、自主において採算性のある形での発展こそが自主財源の増加につながり、島の恒久的サステナビリティの向上につながると思います。ぜひ、この独立採算制のある地域産業の発展につながる一層のご議論を、議会、そして町に対してお願いしたいと思います。

もう一つは、島の人口の減少の問題についてです。

これも以前から町議会で様々な取組が議論され、町役場においても人手不足の点からも、能力、スキルアップについてアクションが取られ、またシステム化についても導入が図られ、改善されつつあります。さらに、各課における作業の見直しも行われ、仕事の再分配も行われています。課を超えた共同作業も始まっており、大いに期待されます。

八丈島で、しかし、高齢者の割合が非常に多い八丈島で、若い世代の割合が大きく増加する形での人口増加には至っておりません。

公共事業や支援に基づいた仕事は島にとって大変重要かつなくてはならないものです。一

方、自主採算性のある地域産業の就労者が増加しているようには必ずしも見えません。採算性のある産業、仕事だからこそ、人がやりがいを強く感じ、移住したい、安定した仕事だから人が集まると考えます。自主財源の割合を増やす、自主採算性のある仕事、雇用は切っても切れない関係にあると思います。ぜひこの点にも注目され、より一層のご議論を町議会でお願ひしたいと思います。

監査委員からは以上です。

○議長（山本忠志君） 諸般の報告についての質疑をお受けいたします。

質問ございませんか。

1 番。

○1 番（真田幸久君） おはようございます。

こちらは監査委員というよりも、町長に、この今の補足説明、もしくは提出いただいた定期監査報告に基づいたものに対する質問も今よろしいでしょうか。

○議長（山本忠志君） どうぞ。

○1 番（真田幸久君） よろしいですか。

補足説明のほうで、より具体的な話が出てきたんですけれども、監査委員意見のまとめのところが主に該当するんですが、これは昨年、7 年度の第一回のときにも申し上げたかと思ひますけれども、人材確保をどうしていくのかということで、いろいろな取組を令和 6 年度るときにも出して、でもなかなか令和 7 年度も進んでいないという状況があつて、今回の監査報告の中でも、人材確保の件についてご意見がありました。

これだけ同じようなことをずっと町長に対して提言といいますか、質問が投げかけられている中で、今、足元でどのような対応策をお考えになっているか。

それから、現事業に対する変更、予算編成等が町民の意見・要望に沿った形で議会及び町がしっかりとした議論を行っていただけることを切望するというご意見もありました。こちらに関しても、町としては、今どういう、この監査意見を受けて、どのようにお考えなのか、今、私が申し上げたこと以外にも、監査意見全体を受けた形での町長のお考えを、この場でご説明をいただけますでしょうか。

○議長（山本忠志君） 町長、いかがですか。大きく 2 点、人材確保ということと予算編成上の配慮ということですね。

○町長（山下奉也君） 今、人材確保ということで、以前から取り組んでおりました職員との会話とか、そういう部分で、各課で対応する部分と、僕らが管理職、特別職等で対応する部

分と、いろいろまとめている段階で台風災害がありまして、なかなか進んでいない部分もございますけれども、そういう中で、人材確保について、新年度早々に、施政方針のほうにもありますけれども、災害対応の部分を集中してやる部署を設けながら、全体の職員の事務の軽減とか、そういうものを図りながら、また、取り組んでいかなければならない部分がございます。

そういう意味で、災害対応のほうは、一応人材が確保できそうですので、そういう意味で、少しでも欠員の状況の中の人員が軽減できるだろうと思っております。そういう中で、以前から取り組んでいる職員からのいろんな意見を一つずつ対応していかなければならないと思っております。

そういう中で、小離島は、直接職員と会う機会も多いわけですが、私の場合は、各公営企業とか、いろいろありまして、そういう部分も全体を含めて、欠員、欠員で職員が辞めるといような八丈町独自の状況もあります。先日も、町村長の会議の中でそういう取組のお話もありましたので、これからは一つずつ取り組んでいかなければならないと考えておりますので、人材確保については、いろんな対応をしております。企画財政課で行っている移住した職員のPR動画とか、そういう部分で、ほかの自治体から町長すごいことやっていますね、そういう一つ一つの取組を、確実に成果が得られるような形のものをやっていかなければならないと思っております。

あとは経済関係ですけれども、やはり、私、いつも言っているように、農業、漁業、観光業、そういう部分の島の経済活性化、新規の研修センターですか。その応募者にも、儲かる農業をやってほしいということを常に言っております、島の農業も確実に儲かる農業に変わっていると思っております。

そういうことで、一つずつ産業の活性化を図りながら、島の経済を盛り上げていかなければならないと考えておりますけれども、この台風から、農業においては施設関係はまだまだ、なかなか生産性に結びついていない部分もありますので、観光にしろ、やっぱりイベントとかそういう部分がなくなった部分で、減収になっておりますけれども、移住者等も増えています。そういう意味で、島が住みやすい、また住み続けたいと思うような島づくりに職員と共に取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（山本忠志君） 1番、よろしいですか。

どうぞ。

○1番（真田幸久君） ありがとうございます。

まず人材の確保のほうなんですけれども、これは以前に一般質問でも、質問というか提案をさせていただきましたけれども、今回、災害対応の部署を設けていただくということは、非常に前向きな対応で評価させていただいておりますけれども、一方で、仕事全体の進め方として、公務員全体が八丈町に限らず多くの自治体というのが、全体の部署のローテーションで、いろんな部署を経験していくというようなのが基本になっていますけれども、今回の災害も含めて、ある程度の専門性を持った形、各部署に固定するところまではやる必要ないと思いますけれども、似たような分野に関しては、グループ制などを用いて、その中で専門性を高めていくというような形をやっていないと、働いている方のモチベーションにもつながらないですし、また、専門性を高めるという意味でもどうかというふうに考えていますので、こちらは一応検討しますというお返事だったと思いますけれども、その検討の状況をお知らせいただきたい。

あと、財政面のところで、一次産業の活性化というお話がありました。儲かる産業にしていかなければいけないというときに、今まで行われていたのは、例えば各設備に補助金等を使って補助をしていくと。つまり、その部分というのは、事業者が自らのリスクを取らないで資金を確保できるという意味では、事業者にとっては非常にいい取組なんですけれども、一方で、今後、国、都の補助金が仮に削られていった場合に、今は取りあえずのお金は出ますけれども、次に更新時になればどうするのかとか、そういった問題も生じてきます。ですので、もうかる産業というのは、口で言うのは簡単ですし、私もそれを訴えてきましたけれども、現実にはかなり難しいことだと思います。

一方で、例えば新しい品種を開発するといったようなことを、例えば個人の事業者に負わせるのはかなり厳しいことですので、そういう意味で、ある意味失敗してもいい、挑戦することに公のお金を使って、ある程度見えてきたら、その事業者の方が自らの資金負担を負った上で、より事業化を広げていくというようなやり方もあるかと思うんです。そういった面での細かいお考えがあれば、ぜひ教えていただきたいんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（山本忠志君） 町長、いかがでしょうか。

○町長（山下奉也君） 人の問題ですけれども、この専門性を持った部署といいますか、建設課とか産業、水道もそうですけれども、そういう意味で、私は、今、事務の共同体の部分で、私は当初からこの話が出たときから、そういう専門職の部署を一組でやるべきだという主張をしてきました。

そういう中で、なかなかそっちの方向へ行かなくて、税関係とか、IT関係の方向に向か

っていくということで、八丈町もその事業には参加してございません。一部の小規模といたしますか、そういう部分で参加して、今、取り組んでいるところですが、やはり専門技術職の部分で、一般職が設計書を見たりして、公共施設の整備も行っているわけです。そういう中で、今回、新しくなったのは、この台風による災害で、水道の施設が一番大変でした。水道には専門職がございません。そういう中で、東京都の水道局の応援を受けながら復旧したわけですが、そういう中で、行政報告がありますけれども、水道局に行きましたら、よく一般職が本当に頑張って事業に取り組んでいるという評価も受けております。

そういう部分で、水道においては、各島、やっぱりいろんな今問題がありますよね、老朽化の管の事故とか起きております。そういう部分を東京都で広域に、技術指導とか、そういう部分をやる協議会みたいな、そういう部門をつくるので進むということを東京都の7年度予算でやっていくという部分で、ぜひともそういう部分を進めながら、都の人材を活用しながら、専門職の技術職の事務が減ることを期待しております。

あと、補助金の関係です。本当に、この台風災害で補助金を受けて、いろんな観光とか、補助金を受けて整備した事業が多いです。そこがまた被害を受けているわけです。それに対する補助金はなかなか難しい。被害の義援金なり支援金とかそういう、貸付金の利子を切るとか、そういう支援額しかございません。

そういう中で復旧をしていくのはなかなか厳しい事業者といたしますか、そういう部分がどうやって町が応援していくかという部分が、非常に難しい部分もあります。

それとまた、保険を掛けている人と掛けていない人がいる。いろんな部分がありまして、なかなか難しいです。

それと、新しいものに取り組むのは本当にいいですけども、私、いつも言っていますように、この島の産業は、自然の恵みということで取り組みます。だから、この八丈も、自然に合った産業を伸ばしていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（山本忠志君） 1 番。

○1 番（真田幸久君） ありがとうございます。

最後の農業の件に関しては、もしも私の意図がうまく伝わっていなければ申し訳ないんですけども、現状、台風の被害を受けた形で、設備等の導入で対応するということは全く反対ではございませんで、あくまでも、今回の災害を除いて、今後の町をどうするかという意味で申し上げているところでございます。そのあたりはちょっと認識のずれがあったご回答になったのかなと思いますので、それを踏まえた上で、新しいものをつくるのはというお話

がありましたけれども、当然、その自然の恵みというのは、実際、農業者にとっては有利、不利の状況が生じるもとになることは認識していますし、ただ、それ自体が刻々と変化している状況にあるかと思います。特に温暖化等におきまして、漁業であれば、今まで取れていた魚が取れなくなったとか、農業であったとしても、今後、高温化が進むことによって、これまでの効率と同じでは、なかなか、その製品の生産ができないというようなこともありますし、また、生産地がどんどん北上することによって、八丈町よりも競争力の高い産地が生まれる可能性もあります。

そうすると、そういったものを見据えた上で、今後、例えば気温上昇によって八丈町でできるようなものが逆に新たに生まれてくる可能性があるのと、そういったものをいち早く対応することによって、八丈町の例えば農業者にとって、そこにチャレンジする理由も生まれてくると。やはりその設備や、全くの未経験者を呼んできて、いろんなことをやっていただくというよりも、例えば経験者が八丈町に行けば、こういった自然環境で、こういった取組があるので、そこに行けば、要は事業化を行ったとしても儲かるものになっていくと思わせるような対応をするのがやはり本筋の対応であって、1から10まで公がお金を出して、どうぞ農業を始めてくださいということでは、今後、なかなか難しい部分じゃないかという意味で申し上げたんですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（山本忠志君） 町長。

○町長（山下奉也君） そういうことで、行政がこういうことをという、新しいことを取組みなさいというのと、なかなか事業として成り立っていない部分がありますから、やはり農業者も、今、若い人も増えていますので、そういう意味で、そういう方たちの取組といいますか、挑戦に対しては、先ほど監査委員からもありましたけれども、自主財源は少ないです。東京都と相談しながら、そういう部分の取組というのは大事かと思います。

あとは、今は、やっぱり施設でやりますから、温暖化もありますけれども、やはり高付加価値がないと対応できない。特に離島では対応できない部分がありますので、そういう取組が大事かと思っています。

○議長（山本忠志君） よろしいですか。

ほかにございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） なければ、以上で諸般の報告を終了いたします。

◎行政報告

○議長（山本忠志君） 続いて日程第４、行政報告を行います。

町長、お願いします。

○町長（山下奉也君） それでは、12月議会以降の行政報告を行います。

12月４日ですけれども、東京海区漁業調整委員会、これも、マグロの割当ての関係の会議です。あと、東京都でオキアミの禁止、ずっと続けていたわけですが、現状と合わないということで、オキアミの開放といいますか、やったわけですが、やはり遊漁船が、高級魚のサバだとかオナガを釣ってとか、いろんな問題がありまして、取締りの強化等のお話をしました。

12月５日は国土審議会の離島振興対策分科会に出席しております。

22日ですけれども、流通効率化事業協議会、これはコンテナの会議ですが、今年で各島の冷蔵庫、冷凍コンテナの整備が終了いたします。

12月23日ですが、緊急搬送ヘリの対応のお礼に東京消防庁を訪問してございます。

あとは、離島振興対策本部会議と要望活動、これは議長と一緒にしたけれども、年末のお礼と年末の挨拶と、あと、国境離島法が来年改正になりますので、そういう対応のお願い等に衆参両院をお願いして回りました。

12月24日、全便欠航でしたので、水道関係、水道局、また、保健医療局へ、今回の災害のお礼に行っていました。

1月22日、ポート・オブ・ザ・イヤーの表彰式、また、全国の港湾関係団体、また国会議員の賀詞交歓会に出席してございます。

27日が島嶼一組の定期監査、また、1月28日には、大河ドラマ誘致に係る岡山市と岡山の市長とNHKを訪問して要望してまいりました。宇喜多秀家の大河ドラマの関係です。

2月12日は、離島振興対策協議会、また、理事会に出席してございます。

13日、HAT取締役会、やはり1月から、ロードレースとか中止になりまして、来島者も減っているということで、対応を今後フリーズまつりも開催されるわけですが、来島者の増を図るよう、話し合いを行っております。

以上です。

○議長（山本忠志君） 報告が終わりました。

質疑をお受けいたします。

ございますか。

1 番。

○1 番（真田幸久君） これは日付ごとに1 個1 個別に質問したほうがよろしいですか。それともまとめて、3 つほどあるんですけれども、まとめてでよろしいですか。

○議長（山本忠志君） お好きなように。

○1 番（真田幸久君） いいですか。

まず、12月5日の第24回国土審議会離島振興対策分科会についてなんですけれども、これは、ホームページの議事要旨を拝見すると、離島振興全般に関する意見の指摘が幾つか出ていましたけれども、八丈町の町長としてどのような発信を行ったのか教えていただきたいということが1 点。

それから、12月23日の離島振興予算対策本部合同会議及び要望活動に関してですけれども、こちらについて議長報告において、4 つほどの内容の開示がございました。

この中の3 番目の質疑の中で、前回の定例会において可決した国境離島特措法において災害対応施策の具体化を求める意見書について報告し、今後、災害対応について検討するよう強く要望したとありましたけれども、この点に関しまして、町長としては何らかのアクションを起こしたのか、もしくは、議長がそういった発言を行ったので、あえてそれに対して何もしなかったのかというようなことも含めて教えていただきたいのが2 点目。

3 点目は、これは内容の開示が可能であれば結構ですけれども、2 月12日の全国離島振興協議会正副会長会議理事会に関して、何かお教えいただける内容があれば、ぜひお教えいただきたいんですけれども、いかがでしょう。

○議長（山本忠志君） 3 点の質問がございました。

町長、お願いします。

○町長（山下奉也君） 12月5日の離島振興対策分科会ですけれども、これは、個人の参加のものですので、お昼休みなんです。そういう中で、発言が切られまして、なかなか発言できる機会がなかったんですけれども、以前は、私も漁業協同組合の関係で、御蔵島とか、そういう小さい島が漁協の維持ができないということで、トップとして、組合によって漁協が成り立つわけなんですけれども、そういう部分も発言した経緯がございます。

また、離島振興対策の関係ですけれども、確かにそういう要望を出しておりますけれども、私は、議長も発言しておりますので、あえて発言はしませんでしたけれども、今後、本部長とか、会う機会があったらそういう部分で要望したいと考えております。

また、正副会長会議、12日の関係ですけれども、内容につきましては、後ほど開示できる

部分は、全離島に聞きながら開示したいと思っておりますので、後ほどということで、よろしくをお願いします。

○議長（山本忠志君） よろしいですか。

ほかにございますか。

6 番。

○6 番（金川孝幸君） 大河ドラマの誘致にNHK訪問とあるんですけれども、これの実現の見込みとか、可能性があれば教えてください。

○議長（山本忠志君） 町長。

○町長（山下奉也君） 感覚としてはどちらとも言えます。結構厳しいことは厳しいですね。と思います。NHKのほうも、トップが出てきましたけれども、会長じゃないですけれども、局のトップが出てきましたけれども、そういう回答的な話は一切しませんので、こっちはお願いするということで、対応しています。

ただ、今回は、離島にまたがっているということで、会長が主に岡山の市長ですけれども、そういう意味では、アピールできたかなという感触はありました。

以上です。

○議長（山本忠志君） ほかに質問ございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） なければ、以上で行政報告を終了いたします。

◎台風第22号・第23号災害の現状総括

○議長（山本忠志君） 続きまして、日程第5、台風第22号・第23号災害の現状報告について報告いたします。

町長。

○町長（山下奉也君） 台風関係の、私は大まかに予算関係しか申し上げられませんが、令和7年度の予算が約23億です。そういう中で、歳出の主なものは、災害廃棄物がやっぱり一番大きい事業となっております、そういう中で、あと、生活再建関係、あと農業再建、こういう中で、一番、職員も大変な思いをしまして、災害救助法関係が絡んでいる事業が結構ありまして、災害の査定とか、そういう部分も職員、十分対応してきたと思っております。

あくまで予算ベースですけれども、台風災害の復旧・復興関係の予算として、先ほど申し上げましたように、23億円、そのうち国からは約3億円、都から、10億円の歳入がある見込

みです。残りの10億については、起債と一般財源が必要になると考えます。

また、今年度予算においては、現在精査中のものも多くありまして、先ほど事務局からありましたように、3月30日議会において、総事業費が減額となる可能性はありますけれども、例年に比べて町の負担が大きくなっている現状です。

そういうことで、この災害の当初予算が、当初予算では61億円。主な災害、主なものが災害廃棄物処理で57億円、災害復旧事業で3億6,000万円が令和8年度の予算となっております。そういう中で、国庫の国の支援は31億円、都が4億円、起債が6億9,000万円、やはり一般財源、これが22億6,000万円ということで、これは特別交付税の措置もあるわけですが、ほとんどが特別交付税、予算となっております。

そういう中で、令和7年、令和8年、災害関係予算を合わせますと、災害だけで約84億3,000万円の予算を措置してございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（山本忠志君） 続いて、町有施設被害状況及び対応状況並びに復旧見込みを各所管課より報告いたします。

最初に八丈島の海・山・暮らし館について、企画財政課長。

○企画財政課長（金川智亜樹君） おはようございます。

八丈島海・山・暮らし館ですが、今、ちょうど現在施設内入った土砂を外に出している状況になります。あそこに避難されていた方の私物等もちよこちよこですが見つかり、本人にお返ししているといった状況です。

これ、まだまだ、来年度も引き続き、今回、予算での繰越しで計上させていただいておりますが、来年度も引き続き実施していくものとなりますので、よろしくお願いいたします。

これ、またこちらの暮らし館の方針については、また末吉の方々とよく協議して、今後どうするかは決めていきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（山本忠志君） 続いて、住民課所管について、住民課長。

○住民課長（小野高志君） 住民課の所管する施設、主に廃棄物の処理関係と、公衆トイレということになりますけれども、今回の台風におきましては、多くの施設が軽微な損害、雨どいですとか、配管ベースの一部破損などにとどまりましたので、今年度中に復旧見込みとなっております。

ただ、中之郷埋立処分場に関しましては、アクセス道路が一部、谷のほうへ崩落してしまっていて、大型車両がいまだに通れないという状況でございますので、こちらは建設課のほうで、現在復旧、急いでくださっておりますので、そちらのほうで復旧しましたら、主に末吉など

で発生しております土石流災害の土砂の搬入を始めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（山本忠志君） 続いて、福祉健康課所管について、福祉健康課長。

○福祉健康課長（菅原宏幸君） おはようございます。

福祉健康課につきましては、保育園が一応、今年6月に復旧見込みでございます。あとは老人福祉館、八丈共同事業所に関しましても復旧してございます。末吉ゲートボールに関しましても、土砂の撤去を終了してございます。

あと、温泉関係ですが、ほとんどが復旧し、事業実施してございます。ただ、足湯きらめきのほうが、屋根が撤去は終わっているんですが、復旧に向けては、約2か年かけて屋根の設置を考えてございます。

以上です。

○議長（山本忠志君） 続きまして、建設課所管について、建設課長。

○建設課長（櫻庭郁也君） それでは、建設課の災害対応について、1月末日時点での状況を報告いたします。

一応、公共施設の被害状況については、八丈プラザ公園の屋根、それから、底土公園トイレの扉、本庁舎につきましては、空調室外機、駐車場柵、自動扉の故障などがありましたが、こちらは今年の5月頃の復旧の見込みとなっております。

次に、町営住宅についてです。全管理棟数のうち31棟で被害を受けましたが、3月末までにはほとんどの建物で復旧が完了する見込みとなっております。

ただ、現在、改修工事を実施している末吉団地につきましては、工程の調整などにより、復旧完了が8月頃までになる見込みとなっております。

次に、町道の状況について報告をいたします。今回の台風では、多くの場所で倒木、土砂崩れが発生いたしました。国及び東京都の支援を受け、公共土木災害復旧事業として申請を行う一次査定において、道路啓開が14か所中11か所、二次査定において本格的な災害復旧工事として21か所、合わせて復旧箇所の道路啓開として8件が認められました。これらにつきましては、令和9年度末までの復旧完了において、東京都の支援を受けながら、発注に向けた設計、測量を進めております。

なお、公共土木施設災害復旧事業として対応する箇所だとか、直営による作業、また業者に依頼して対応した被災箇所は91件以上に上ります。現在も引き続き、道路上の支障となる倒木や土砂の撤去を実施し、交通の安全の確保に努めてまいります。

建設課からの報告は以上です。

○議長（山本忠志君） 続いて、産業観光課所管について、産業観光課長。

○産業観光課長（大澤知史君） 産業観光課につきましては、まず、えこ・あぐりまーとについては展示室のパネル、これが剥離しております。こちらについては、今一部立入禁止制限をかけております。令和8年度中には復旧予定となっております。

担い手育成研修センターにつきましては、西見、南原についてハウスの被覆材の剥離があります。すみません、こちらが今、○棟となっていますけれども、西見のほうは17棟、南原のほうは8棟となっております。こちらについても、令和8年度中に復旧見込みとなっております。

ふるさと村の倒木につきましては一部撤去して、ほぼ撤去済み、今日現在ではほぼ撤去済みとなっております。

宇喜多秀家の住居跡の看板等につきましても対応済みとなっております。

また、名古の展望台については奥の見晴台のほうは今立入禁止となっており、復旧は未定となっています。

また、裏見ヶ滝、沢の小路、唐滝については、一部通行止め、また通行止めということで、こちらについては復旧のほうはちょっと未定となっております。

その他、登山道の倒木等につきましては、もう復旧済みとなっております。

農道については、玉栗農道、阿かん田農道、鴨川林道につきましては、農道の法面の崩落ということで、こちらについてはちょっと今、復旧で農道の2つ、上の2つにつきましては令和8年度の工事予定となっております。鴨川林道については、復旧のほうは未定となっております。

以上です。

○議長（山本忠志君） 続いて、消防本部所管について、消防長。

○消防長（堀本敏彦君） それでは、消防本部の被害状況についてご説明いたします。

消防本部のほうは、無線の基地局と消防団詰所、それと防火水槽関係と、空港消防舎は町の施設ではございませんが、一応、消防本部があるので、こちらの被害が出ております。

無線基地局のほうなんです、こちらのほうはもう既に復旧して、通常の運用に入っております。消防団の詰所のほうですが、末吉分団の詰所の車庫前の迂回路が、ずっと開いて、車庫にポンプ車が止められない状態だったんですが、先月半ばに都道のほうが復旧しまして、こちらのほうは今、通常の運用に入っております。ただ、シャッターがまだこれから修繕に

入りますので、シャッターのほうはまだ壊れた状態ですが、通常に入っております。

それと、防火水槽のほうで7か所、暴風で倒れて、こちらのほうも既に復旧済みです。

空港消防施設にありましては、支庁の港湾のほうに報告済みで、現在対応のほうをしておりますところでございます。

消防からは以上です。

○議長（山本忠志君） 続いて、教育課所管について、教育課長。

○教育課長（田村久美君） 教育課の施設について報告いたします。

教育課の施設は、かなり多くの施設を保有しているということと、その建築物の特殊性から、なかなか復旧が進んでおりません。最も被害を受けましたのが学校施設になります。

まず、富士中学校の体育館なんですけれども、こちらは屋根が剝離しまして、間もなく解体予定です。それから、富士中の校舎なんですけれども、こちらの昭和55年の旧建築基準法のときの建物というところで、今現在、軒天のモルタルの落下等もございます。体育館が使えないという、非常に教育環境としては厳しい状況になっておりますので、こちらについては、三根小学校の校舎に富士中学校の機能を移転するという方向で現在考えております。予算についてはまだ、補正、当初予算はちょっと組めていないんですが、まだ保護者の方への説明も終わっていませんので、ちょっと検討して、保護者の方にも周知をしたいと思っております。

続いて、スポーツ関係施設なんですけれども、こちらにも古い建物が多いので、特に中之郷の屋内棟については、面積の半分ほど雨漏りというところで、今現在使えない状況になっております。また、雨漏りのしていないところに災害の支援物資を仮置きしている状況です。

南原スポーツ公園については、現在、災害の建築ごみや倒木類を仮置きしていますので、こちらについては、撤去後、大気の検査をしまして、原状復旧して再開したいと思います。

歴史民俗資料館については、建物のほうは軽微な被害というところでしたが、高倉がかなり破損しているというところで、今年度、差し替えというところで計画していたんですけれども、差し替えでは対応ができないというところで、令和8年度にかやのふき替え、全面修繕というところで検討しております。

以上になります。

○議長（山本忠志君） 続いて、水道関係施設について。

企業課主幹。

○企業課主幹（岡野豊広君） 水道施設の被災状況です。

主要な施設を記載させていただいております。

上から大川浄水場、大賀郷浄水場、安川ポンプ場、関之戸浄水場に関しては、導水管破損ということで、後のほうに資料がありますので、こちらで説明させていただきます。

洞輪沢浄水場、取水柵破損、こちらに関しては、近隣の安川ポンプ場の復旧のほうがうまく進みましたので、現状としては復旧予定というふうな形になっております。

末吉地域配水管、配水管破損ということで、こちらは末吉地域の教職員住宅の裏側の配水管というふうになります。通常、私どもの配水管は道路の下に埋設するのが普通なんですけど、こちらに関しては、工事の関係で、もともと露出をしていたというところで、そちらが破損してしまったということで、こちらに関しては、令和8年3月復旧を目指して頑張っているというような形になっております。

資料のほうですが、11ページ、11枚目、データとしては11枚目、4ページのマップページになります。台風22号・23号水道災害復旧状況図というところになっております。

地図上の資料の赤いところ、こちらが現在、現場が動いているところ、緑のところが一応、今年度としては対応を終了したところ、青いところに関しては、今後ちょっと何か対応しなければならぬと検討しているところということになっております。

写真、一つずつ説明をさせていただきます。

三根・大川導水管、写真ちょっと小さいので、拡大いただければありがたいです。

写真の中央部、木のほうが右側に倒れまして、根っこのほうが盛り上がってきてしまっているというような状況になっております。写真の下の方から、水道管が2つあったところですが、左側のほうが新しい導水管となっております。その木の根っこをよけるような形で通しているということになります。古いほうの管は、その木の根っこに直撃してしまっているという状況になります。こちらへ新しい管を設置して、取りあえず仮置きさせていただいております。

続いてその下、大賀郷・鴨川導水管、こちら、写真としましては、鴨川林道沿いから写真を撮らせていただいています。実際、もともとは鴨川林道の山の中を通過して、最終的には旧役場の大賀郷浄水場のほうへ導水管とつながっていたんですけども、山がなくなってしまったというところですので、このように鴨川林道、そして防衛道路沿いに、このように露出の管を引いているという形になっております。ただ、実際、2月中旬予定と書いてはいるんですけども、材料の一部がまだ届いておりませんで、まだちょっと復旧のほうはまだしていないという状態です。ちょっと業者と連絡を取り合って、できるだけ早く復旧を進めてい

きたいなというふうに思っております。こちら、ポンプを埋め立てて、3月下旬には何とか復旧させていきたいというふうに考えております。

続いてその下、新櫛立浄水場、こちらのほう、こちら写真になりますけれども、可搬式移動型の浄水装置のほうを設置しております。

続きまして、右下、中之郷・安川導水管、こちら、導水管のほうが埋まっているんですけれども、こちらも既に地中に導水管を埋めて、安川導水管、こちらに関しては復旧をしております。

続いて、写真はないんですけれども、上、末吉連絡管になります。およそ、ちょっと計画が具体的にまだ決まり切れていないため、図面が正確なものが出ていないところもあるんですけれども、名古屋の展望辺りから関之戸浄水場まで。通常の水道管の工事をするという形になります。それで、安川ポンプ場、それと洞輪沢浄水場の水を関之戸浄水場に送りたいというふうな形で考えているんですけれども、これ何分かなり規模が大きい工事でありますので、5月上旬までに何とかやりきりたいということで計画を立てております。

その上、末吉・関之戸浄水場です。こちら、新櫛立浄水場のように可搬式の浄水装置2台を設置しております。

そしてその横、末吉・桑谷ヶ洞水源というところで、写真、掲載させていただいております。この末吉・関之戸浄水場なんですけど、水源のほうは復旧しておりません。修繕しておりません。末吉連絡管のほうで水を末吉・関之戸浄水場のほうに送りたいというふうに思っているんですが、台風前、台風直後に関しては1日200トンぐらい、水のほうが来ていたんですが、現状50トンちょっとぐらいですか、1日に水が来ているというような形で、かなり水の量が減ってきております。

実際に、皆さんが利用されているのが40トン前後ぐらいになっておりますので、それを逆算すると徐々に水がなくなって、最終的には断水してしまうということで、何とかしなきゃいけないんですが、写真にありますとおり、かなり山が崩れてしまっているということで、水道工事屋さんちょっと話をしているんですけれども、何らか本当に簡易的な形ですが復旧作業を行いまして、末吉の連絡管が完成するまでのちょっとした時間稼ぎをしたいという形で、ちょっとやり方を今検討している最中というような形になっております。

以上です。

○議長（山本忠志君） 続きまして、町立八丈病院について、病院事務長補佐。

○病院事務長補佐（菊池裕介君） 資料としましては、ページを戻っていただいて、7ページ

目の一番下段が病院の被害状況になっています。

こちらに記載がありますとおり、天窓ですとか屋根、屋外フェンスなどが破損しましたが、現時点で診療に影響が出るような被害状況はありません。

また、あわせまして、現在修繕工事を実施しておりまして、一応年度末の完了を目指して、今、修繕を実施しているところであります。

以上です。

○議長（山本忠志君） 報告が終わりました。

質疑をお受けいたします。

質問ありませんか。

11番。

○11番（浅沼憲春君） 南原のスポーツ場の件なんですが、昨日実は高校、中学小学校の指導者に呼ばれて、南原の野球場、サッカー場の復旧を早急にやってくれないかというような、中学生が離島甲子園が8月、高校野球のほうが予選が7月から始まるので、それで町のほうではアスベストとか、そういう災害の人的な被害は数値が低いということであれば、一部でも早めに使わせてくれというような要望がありますが、いかがでしょうか。

○議長（山本忠志君） 教育課長。

○教育課長（田村久美君） 体育協会のスポーツクラブの会議でも申し上げたんですけれども、やはり野球場の隣に建築系の災害ごみを仮置きしているというところで、定期的に環境局の方がいらっしゃって、大気中のアスベストの調査はしていて、今のところ基準値が下回っておりますが、やはり全く問題ないというふうには考えておりませんので、こちらのごみを撤去してから、また、その後の大気中のアスベストの検査をしまして、安全の確認ができてから再開をしたいと思っております。

また、野球場をお使いになりたいという団体についてですけれども、平日であれば、比較的、富士野球場は空いておりますので、できるだけ、そういった大会前の練習ですとかというところは、各関係団体と調整しながら、使用できるように努めてまいりたいと思っております。

○議長（山本忠志君） 11番。

○11番（浅沼憲春君） なるべくお願いします。というのは、合宿に來たいとかというお話が幾つもあって、全部断っているらしいんですよ。やっぱり八丈のイメージ的にも早く復興して、そういう観光誘致にも関わりますので、ひとつ早くお願いしたい。

もし、あれでしたら都議会の先生とか、国会議員の先生もいらっしゃいます。環境省だけではなくてほかの省庁も何か動いているようなお話もありますので、できればなるべく早くということをお願いしたいと思います。

要望です。

○議長（山本忠志君） ほかにございますか。

1 番。

○1 番（真田幸久君） まず、1 ページ目のあおぞら保育園のエアコンの件なんですけれども、9 台中 2 台が 4 月中旬に復旧見込み、9 月に全機復旧予定とありますけれども、9 月で全機復旧はちょっと遅いかなと。やはり夏前に対応していただかないと健康上の問題も生じる可能性があると考えておりますが、これは、なかなか全機対応が夏前にできないというのは、業者さんの問題なのではないかというのを、確認をまずお願いできますでしょうか。

○議長（山本忠志君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（菅原宏幸君） あおぞらなんですけれども、保育園に関しまして、全部が使えないというわけじゃないので、今も部屋のほうで使えるところで、みんな集めてやっている現状でございます。

確かに 9 月というところで、やっぱり、ほかのところ、6 月という予定なんですけれども、なかなかちょっとあおぞらのは大きいエアコンでして、やはりこれぐらいかかると業者には聞いてございますので、9 月までかかる予定である。ただ、夏に対応に関しましては、効くところでお昼寝等させている状況でありますので、全部が復旧するのが 9 月ということになっています。

○議長（山本忠志君） ほかにございますか。

1 番。

○1 番（真田幸久君） 建設課所管のところで、2 ページから 3 ページ目にかけて道路関係の内容を見ますと、観光にも関連する坂上地域の案件の復旧時期の遅れが目立つように、この資料を見ていると感じるんですけれども、これらの災害の度合いの問題と、あとは実際の復旧に対する難易度の問題とかあるかと思うんですけれども、そのあたりに対する見解を教えてください。

○議長（山本忠志君） 建設課長。

○建設課長（櫻庭郁也君） 一応、軽微なものであれば、直営ですとか、島内の業者で修繕対応ができるんですけれども、結構大規模な路肩が崩落している、斜面崩落しているという箇

所が多数あります。そこで災害査定を受けて、22か所が認められたとかいうところで、それに関しましては、コンサルによって測量設計を行い、そこで設計書を組んで、起工して、入札で工事契約という流れになっております。

実際、今、令和8年度早々に契約に向けて、今、設計対応をして3件は、今、早急に動いているところです。4月に入ってから引き続き測量、設計を行ってまいります。順次でき次第、設計書を組んで発注するという流れになっておりますので、どうしても、やはり設計と測量の期間が必要であるということで、大規模な修繕に関しましては、ちょっと起工、工事契約に至るまで時間がかかるというような状態になっております。

○議長（山本忠志君） よろしいですか。

1 番。

○1 番（真田幸久君） 今度は別件ですけれども、7 ページ目の水道関係に関してです。これは前議会でもお話が出ましたが、かなり夏の観光の繁忙期には、なかなか100%大丈夫ですという状況にまではまだ至っていないというお話でしたけれども、そのあたりの現状はどうかと。かなり改善してきているのか、やはり厳しい状況は継続しているのかというのを教えていただけますでしょうか。

○議長（山本忠志君） 企業課主幹。

○企業課主幹（岡野豊広君） まず、坂上地域ですが、こちらに関しては水量としては、基本的に特段問題はないのかなというふうに思っております。

坂下地域に関しては、現状動いている鴨川導水管、こちらのほうが復旧をすれば水量としては足りるのかなというふうな形でやっています。ただ、実際に鴨川導水管、その水量全てを全部計算して、この水の量が来るというところまで数えてやっているわけではなくて、水の量、実際現場で見て、これぐらいの水の量はある程度来るだろうというふうな形で見ておりますので、その中では、その現場のほうの判断としてはそれで取りあえず、普段の皆さんが普通の節水意識を持って使っていただけると、それぐらいの程度であれば、取りあえず水のほうは足りるだろうというふうな形では見ております。

以上です。

○議長（山本忠志君） ほかにございますか。

それでは、9 番。

○9 番（浅沼碧海君） 企業課、水道関係について、関之戸浄水場についてです。

日々、水道関係の復旧、ありがとうございます。

桑谷ヶ洞水源、台風直後に見に行って、物すごい被害状況だというのは肌身で感じております。関之戸は多分、主に水はそっちのほうから確保していたというお話を伺ったんですが、今、水の量が50トン取れていて、日常的に使っているのが40トンくらいだと。今、水が出ている環境というのは、台風があつて非常にありがたいなと感じていて、例えば末吉地域に関しても、日常的な節水のお願い等は、今のところは依頼しなくていいのかなというのを、ちょっとお聞きしたいです。

今だったら理解をもって節水、日常的な節水のお願い等は、理解を持って進められるのではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（山本忠志君） 企業課主幹。

○企業課主幹（岡野豊広君） この節水のお願い、当然、通常の節水意識に関しては持っていたきたいというところではあるんですけども、特段、何かこの節水をしてくださいというふうな形で、無理にお願いをするというような状況ではないのかなというふうには見ています。

この節水に関してのお願いをすると、極端に物事を考える方がすごくいらっしゃいます。本当に、私はお皿を洗うのも雨水を使いますとか、そういった方でお話を聞いたことも、ご連絡いただいた方もいらっしゃいます。そういったことではなくて、本当に使っていない蛇口は閉めるだとか、本当にその程度の普通の節水意識で取り組んでいただければありがたいなというふうな形で、特段それほど何か極端に節水をお願いするというような形は不要のかなというふうな形で考えています。

以上です。

○2番（浅沼隆章君） 9番。

○9番（浅沼碧海君） ありがとうございます。

八丈島は水が豊富で、本当に日常的には結構使いやすく、じゃぶじゃぶ使っているんじゃないかなという認識があるんですけども、例えば今回の件で水については非常に大事だというのは皆さん、肌身をもって、八丈島内全体で感じたと思いますので、ちょっと伝え方、すごく難しいですが、いかに水が大事で、大切に使おうねというのは、どこかのタイミングで周知できればいいのかなと思っています。

これは自分自身も考えますけれども、ちょっと検討していただければなど。

以上です。

○議長（山本忠志君） ほかにありますか。

1 番。

○1 番（真田幸久君） ガイドブック事業の状況に関する資料で14ページの心の悩み相談に関する質問なんですけれども、受付、それから実績のほうもゼロということになっておりますが、こちらに関しましては、あすなろによるサロン活動が実質的な受皿になっているのではないかというふうに推察しておりますが、そのような理解でよろしいのでしょうか。

これは、いい意味でそういう動きがあったほうがいいと思っていますので申し上げているんですけれども、そういう理解でよろしいのか、そうではないのかというのを福祉健康課としてどうお考えになるかというのを教えていただきたいんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（山本忠志君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（菅原宏幸君） それに関しましては、ちょっと確認させてください。ちょっとあすなろのほうでそのサロン活動で、そういうことが受皿といいますか、そういう要望があってやっているのか、ちょっと社協のほうに確認したいと思っておりますので、後でご報告させていただきます。

○議長（山本忠志君） 関連ですか。

どうぞ。

○1 番（真田幸久君） この心の悩み相談、悩みを聞くだけではなくて、取りあえず心の中に収まっているものを吐き出していただくと。それはもう、傾聴するというだけでも、ご本人の負担がかなり減るという意味では、サロン活動において傾聴活動が含まれていますので、そういった部分が機能しているのかなというふうに考えて申し上げます。

できれば、行政が関わることなく、共助という形で、そういった対応が行われれば一番いい形かなと思いますので、決してマイナスでお聞きしているのではなくて、プラスの意味でお聞きしておりますし、今回入っていただいたDWA Tさんの活動に関する総括の内容を少し読ませていただいたときも、八丈町、今回、受援力が非常に高く、DWA Tの方たちが非常に仕事がしやすかったというようなお話もあったので、その点に関しても、この件を含めて、福祉健康課でDWA Tとの協力関係、また、DWA T以前の問題として、TVACですか、あちらとそれから、k i n t o n eを使ったいろいろな管理が行われたという面で、かなりいい取組をしているということ、DWA Tで参加した方から出ているというふうにも聞いているので、もし可能であれば、そういったことの実績の内容についてご説明できるのであればお願いしたいんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（山本忠志君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（菅原宏幸君） 内容に関しては、この間、うちの係長が報告会に行っていますので、その内容でお答えできればと思うんですけども、ちょっと私のほうでは、まだ把握はしてございません。

先ほどの要配慮者の件で、やはり、DWA T動いていただいているいろんなことが見えてきたということで、DWA Tの報告にもあるとおり、来年度、8年度予算で、そういう形で、要配慮者に対して、システム管理していくということで行いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（山本忠志君） 1 番。

○1 番（真田幸久君） ありがとうございます。

ほかの自治体の社会福祉士会とか社会福祉協議会の方々は、八丈町の成功事例として見ていらっしゃる部分も結構多いので、そういう意味では、八丈町を宣伝するといいますか、そういうアピールすることにもつながるので、ぜひとも、今回の全体としての対応並びに k i n t o n e のシステムを入れたことによって、その実際の災害、発災直後から復旧の段階においてはどのような使われ方をして、また、その後、今もその仕組みをどのようにうまく使っているかといったようなこともまとめてご報告いただければありがたいですし、内容によってはそれを是非島外にアピールすることをお願いしたいんですけども、いかがでしょうか。

○議長（山本忠志君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（菅原宏幸君） やはり報告会に出て、ほかの自治体、また社協等から、今後も行った職員に対して、講演といいますか、講座というかも求めたいということも伺ってございます。

本当に、今回、いろんな形でDWA Tに活躍していただいて、いろんな形での報告もできましたので、できれば呼ばれれば参加したいということも職員が言っておりますので、今後でも対応していきたいと思っております。

（浅沼碧海議員「関連」の声あり）

○議長（山本忠志君） 関連ですか。

9 番。

○9 番（浅沼碧海君） ちょっとこの紙1枚ベースで見て、心の悩み相談、受付件数ゼロ、実績ゼロというのは、個人的には、多分、福祉健康課への相談がゼロであって、本当にゼロだったかという違和感があります。多分、総務課でしたり企画財政課、税務課等に多分、自

分の苦しみと大変だった被害状況とが合わさって多分そっちに行ったと思うので、要望ですけども、何か、これを見る限りだと心の悩み相談があくまでゼロというのは、かなり違和感があるので、どこをどう拾うかというのはあると思うんですけども、もう少し拾い方の調整、あくまで福祉健康課へのゼロというのは理解しているんですけども、これはこの出し方が正しいのかというのはちょっと違和感があるので、ご検討いただけたら。

○議長（山本忠志君） 課長、コメントありますか。

○福祉健康課長（菅原宏幸君） 実際相談というのはないんですが、やはりうちのほうでいろんな専門職が動いて、いろいろ対応したというのはございます。

相談という意味ではゼロなんですけど、実際はいろんな形で、要配慮者のときは動いて、相談等は受けてございますので、あくまで相談に来たという数字ではゼロですけども、災害直後はいろんな形で動いたという事実でございます。

（浅沼碧海議員「何かそういう一言があったほうが……」の声あり）

○議長（山本忠志君） じゃ、それは今の要望は、ちょっと表記の仕方の工夫を備考欄に書くとか、そういうことはあってもいいんじゃないかなと思います。

先ほどから手を挙げていて、当てないで、すみません。

7番、どうぞ。

○7番（沖山 昇君） すみません。

先ほどの水道の関係でちょっと関連ではあったんですけども、申し訳ありません。遅くなりました。

坂上に関して、一応ぎりぎりでどうにか間に合っている状況でというところで、節水のお願いは実際のところされていないと。前にもちょっとお話を個人的にしたことがあったと思うんですけども、節水となるとやはり、先ほどおっしゃったように、極端に使わないというところが出てくると思いますけれども、例えば10%節水してくださいと、数字を明らかにして説明をお願いすると、やはり使う方もそれなりの使い方ができるのかなというふうにも思うんですが、いかがでしょう。

○議長（山本忠志君） 管理者。

○公営企業管理者（奥山 勉君） 先ほど回答の中で、ちょっと節水してない、お願いをというところは、一応、町のホームページ上はトップのところに節水についてというところはやっているんですが、それ以外に、確かに、今7番議員がおっしゃるように、町の広報紙とかでは水道のページはあるんですが、ちょっとそこのところが載っていなかったの、今、考

える予定で、すみません。実はちょっと今動いて準備している最中なんですけど、4月号の広報では一応、無理のない節水をというか、ソフトな言葉で、何%というお話も今ありましたけれども、そういったところを工夫しながら、現在の水源の復旧も、こういうふうに、状況ですね。といったものを交えて載付けたいなというふうに考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長（山本忠志君） 7番。

○7番（沖山 昇君） ぜひ、節水というのを、少し住民の方にもまだまだ意識をしていただきたいなというふうに考えております。

もう一件なんですけれども、坂下は取りあえず水は今のところ間に合っている状況ではあるということによろしいですか。

○議長（山本忠志君） 企業課主幹。

○企業課主幹（岡野豊広君） 現状、今、水の量がまだ夏場には至っていないので、使用量がまだ少ない状況ですので、鴨川導水管の水はまだ来ていないんですけれども、水は足りている。夏場に近づくにつれて、おおよそ私のほうの予想だと、5月末ぐらいかなというふうには見てはいるんですけれども、そこら辺から使用量が増えしていきます。そのタイミングには、この鴨川導水管の水がないとちょっと厳しくなるのかなというふうな形ですけれども、逆に言うと、そのタイミングでは取りあえずは多分、工事が終わっているだろうというところで、間に合うんではないかというふうに見ております。

○議長（山本忠志君） 7番。

○7番（沖山 昇君） 以前は、鴨川とか大川とかというのは本当に一番大きい、1番、2番水源であって、坂下の水を本当に供給するのに十分な水が来ていた。その水源が結局、やられてしまって水が来なくなったというところではあるんですが、取りあえず、大川は少し来ている状況、鴨川も少しは来ているのかなと思うんですが、あまり来ていないということですか。それを補うために、実は井戸がフル稼働していませんか。

○議長（山本忠志君） 企業課主幹。

○企業課主幹（岡野豊広君） 井戸はフル稼働しています。水に関しては、その大川導水管のほうがある程度復旧、仮復旧しましたので、許容範囲内というか、使用量になっていますけれども、大賀郷に関しては鴨川導水管はまだ使っていない状況になりますので、全てこの大賀郷地域、三根も一部範囲に入るんですけれども、こちらは全てこの八戸浄水場、八戸ポンプ場、5つの井戸からほぼフル稼働という、災害の一番多いときよりは少し減ってはいるん

ですけれども、フル稼働させているというような形になっております。ちょっと無理をさせているというのはそのとおりです。

○議長（山本忠志君） 7 番。

○7 番（沖山 昇君） 今のフル稼働で電気代が相当かかると思うんですけれども、それよりも、一番心配なのが、井戸をフル稼働して、必要以上を取ってしまうと、実は海水が流入してしまう可能性があるんです。そこは恐らく把握はされているのかなと思うんですけれども、海水が流入してしまうと、実はその井戸、しばらく使えなくなりますよね。そうするともう、それこそ水が足りない状況に陥るところもありますので、やはりそこは踏まえて、ある程度使う量を制限とまでいかないにしても、意識をして使っていただくということは必要かなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（山本忠志君） 企業課主幹。

○企業課主幹（岡野豊広君） おっしゃるとおり、かなり無理させていますので、そのあたりは先ほど管理者から説明がありましたとおり、ちょっとした、あまり無理のない範囲でということでありますけれども、節水ということでお願いはしたいなというふうに思います。

以上です。

○議長（山本忠志君） 7 番。

○7 番（沖山 昇君） やはりサポート的な水源というのは、やっぱり井戸と私は思っています、できるところはできるだけ表流水なりなんなり湧水なり取っていただいて、それでサポート、メインになってしまっちは、井戸はやっぱりよくないと思います。

それから回復、水源からの水が回復するまでという段階ではありますけれども、ぜひそのところは、水源を守るという意味でも、よろしく願いいたします。

○議長（山本忠志君） 別件ございますか。

8 番。

○8 番（岩崎由美君） この表を見て、もういかに皆様が大変だったかということをつくづく感じました。

まず、建設のほうで、道路の件なんですけれども、さっきおっしゃったように、かなり調査をして、見積りをして復旧するまでに非常に時間がかかる場所があると思うんですね。ただ、生活に直結した、すぐ自分の家の前のような道路だと、やはり住民の方は、いつそれが直るのかなと毎日不安になっていると思うんです。それで、大体の目安というのを伝えてはもらっていますでしょうか。

○議長（山本忠志君） 建設課長。

○建設課長（櫻庭郁也君） すみません、今まだ設計と測量がこれから入るところもありまして、それ次第というところがあります。ですので、特段、地域の住民の方たちには、工事が完了するのがいつというのは明確には示せないなので、特段、お知らせはできていない状態です。

○議長（山本忠志君） 8番。

○8番（岩崎由美君） それはごもっともというか、そうだなというふうなのは分かるんですけども、やっぱり人間って目標があると頑張れるというか、大体このぐらいかなとか、その辺を明確には言えなくても、今、頑張っていますよとか、こういう段取りでやりますよとか、そういうことが情報があると少しは安心してくれるのかなというふうに思っていますので、可能な限り、可能な範囲で、それをお願いできたらいいなと思います。

もう一つ続けていいですか、議長。

○議長（山本忠志君） どうぞ。

○8番（岩崎由美君） あと、水道の件なんですけれども、今回も本当に大変だったと思うんです。水道の、とにかく復旧させなきゃいけないから工事を一生懸命頑張ってやっているというのもすごく分かります。

それで、今回本当に大変だったと思うんですけれども、万が一また似たようなことが起きたときの、例えば、ここが非常に危ないから、ここを、今は応急処置だけれども、もう一回、危なくないように、例えば周りの木を管理しようとか、何かそういう、あるいはこの水が大変だからこっちから持ってこられるようにしようとか、サポート体制というか、そういうことはやっていращやいますでしょうか。

あるいは、今はとにかく通すことで大変なので、そういうことを将来的にやるお考えはありますか。

○議長（山本忠志君） ちょっと待ってください。今、2つありましたよね。

まずは建設課長、道路工事について、可能な限り、工事の進捗状況等の周知をという要望がございましたけれども、その辺はいかがですか。

○建設課長（櫻庭郁也君） ある程度設計が進みまして、工事発注時期が目途が見えてきましたら、その地域住民の方たちには改めて周知はさせていただきますので、それで工事の終わりの時期というのが見えてくるのかなというふうに考えております。

今回、工事発注に関しましては、令和9年度末までに全て完了させるという、そういう目

標を持ってやっております。取りあえず、令和8年度当初、早急に発注する3件、こちらに関して令和8年度末、大体2月頃、ですから令和9年2月には何とか完了を目指して行っているというところです。

それ以外に関しましては、令和8年度中に発注して、終わりは令和9年度の途中、もしくは令和9年度の末というふうに考えておりますので、早急にと言いつつも、どうしても令和9年度にはなってしまうというところが現状です。ですので、発注に向けてある程度形ができ次第、地域住民の方もしくは地権者の方たちには、改めて連絡はさせていただきます。

以上です。

○議長（山本忠志君） もう一件のほう、企業課主幹のほうからお願いします。

○企業課主幹（岡野豊広君） 水道に関しましては、先ほどご指摘の内容に関して、現状は仮復旧工事というのをしております。写真を見ていただいて分かるように、全て露出している部分が多くあります。こちらに関しては、ご指摘のように何か大きなまた災害があったら、駄目になってしまうというのは、多分当然、これに関しては申し訳ないんですけども、断水にすぐつながってしまうようなところかなと思います。

現状、令和8年度の予算において、本復旧工事の設計と予算を組ませていただいております。なので、実際に本復旧工事に関しては、令和8年度に設計、それで令和9年度に工事というのが現状の一番スムーズなストーリーなのかなというふうに思います。

ただ、現状としましては、被災している場所がどこなのかというのを、国に報告をして、それで補助金を頂けないかということで、交渉、調整をしている最中です。全体まだ、被災しているところを認めていただいていないというか、まだ、こちら報告できていない、これは災害前からそうですけれども、水道管というのは、基本的に埋まっているものですので、それが壊れているということは証明がなかなか難しい。この災害を受けて埋まってしまったというところもあるかと思います。それに関しましては、実際に水を通して、それで水が来ていないか、水道管が折れているよねといったような状況、そういったことでこういうやり方でいいですかというのを、国と今、調整している最中です。

なので、それを受けて、これは災害があったということを認めていただいた上で、実際にスムーズに、ただし一番、それ以上被災がないような形の本復旧工事を設計して工事というふうな形でありますので、かなり時間をいただくかなというふうに思いますけれども、現場、頑張っておりますのでご協力いただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（山本忠志君） 8番、よろしいですか。

(岩崎議員「はい」の声あり)

○議長（山本忠志君） ほかにございますか。

2 番。

○2 番（浅沼隆章君） ガイドブック事業の状況なんですけれども、これは1月末時点の実績ということで、6番の住宅修理費補助が11件で、実績も11件ということになっております。

一応、こちらは一部損壊、罹災証明が出ているのは660件ある中で、どれぐらい、今、進捗というか、増えているのか教えてください。

○議長（山本忠志君） 建設課長。

○建設課長（櫻庭郁也君） 一部損壊に関しましては、町の補助という形で実施している事業なんですけれども、今現在、申請を受け付けているのは96件来ております。これは先週の末時点での状況になっております。

以上です。

○議長（山本忠志君） 2 番。

○2 番（浅沼隆章君） ありがとうございます。

一応、一部損壊の罹災証明を出している人が660件とある中で、96件の申請というのは、ちょっと少ないかなというところもあります。この原因が、もう直さなくていいよという、本当の軽微なものであるのか、もしくは、周知というのはすごくしていただいていると私は認識しております。しかし、この申請の見積りを取るとか、そういう形がうまく進んでいないために申請ができないということがあるのであれば、今、申請期限が令和8年3月31日となっておりますけれども、それを延長するという形を、もしそういう方のお声が多くあるのであれば、それを延長するという意向があるのかどうか、ご質問します。お願いします。

○議長（山本忠志君） 建設課長。

○建設課長（櫻庭郁也君） こちらは、町の一部損壊の修繕の補助事業という形なんですけれども、国の災害復旧事業として、応急修理というのがまた別にあります。こちらに関しましては、申込みの申請期限というのがまだ明確に決まっていない状態です。ですので、今、3月31日という形で町の事業を終わらせるというわけにはちょっといかないだろうと。むしろ合わせるべきなんじゃないかというところがありますので、こちらに関しましてはガイドブックをまた更新する際に、期限はちょっとまだ明確には言えないんですけれども、延ばすという形で対応することを今検討しております。ですので、31日が確実に終了という形ではないです。

○議長（山本忠志君） よろしいですか。

（浅沼議員「はい」の声あり）

○議長（山本忠志君） それでは、6番。

○6番（金川孝幸君） 末吉の海・山・暮らし館なんですけれども、住民の意見を聞いて復旧するか検討したいということを聞いているんですけれども、遠くからしか見ていないんですが、相当ひどい被災状況なんですよ。これを災害遺構として、一部もしくはほとんどの部分を残すとか、それも含めて検討しているのかどうか教えてください。

○議長（山本忠志君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金川智亜樹君） まさに議員がおっしゃるとおり、そういった災害で被害があったところを後世に伝えるために残していこうという意見もありますし、町が今現在進めております総合管理の施設の計画に基づいて、今後、末吉地域にどういった施設が必要で、公民館も昭和53年にもう建っているので、もう結構古いということで、そういった中で、末吉地域にどういった施設がというところも併せて議論しながら、そこは町民の、末吉住民の皆様と一緒に考えていければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（山本忠志君） よろしいですか。

1番。

○1番（真田幸久君） 2番議員の質問に関連してお聞きしたいんですけれども、これは全協のほうでもご質問を差し上げたんですが、この一部損壊の方に適用する場合というのは、説明を聞いたところに、自らの資力によって対応できない方ということと、それから課税対象になりますという説明だけは書いてあるんですけれども、具体的に自らで対応する資力がないというのが、何をもってそう考えるべきなのかというのがどこにも書いていないと、受け手の人はある意味、じゃ、何らかの例えば所得制限があるんだったら、それは難しいかなと考えてしまって、もしかしたら、申請をしていない方もいらっしゃるかもしれないということも考えられますので、そのあたりの具体的な定義をどのようにお考えなのかお教えいただけますでしょうか。

○議長（山本忠志君） 建設課長。

○建設課長（櫻庭郁也君） 一応こちらは、国のほうの応急修理と併せた内容の説明になってしまうんですけれども、例えば住宅ローンがあるとか、もしくは子供に養育費がかかっているとか、あとは親の介護でいろいろ負担がかかったとか、そういう理由であれば、全て資力がないという、そういう形が取れますよという形なので、取りあえず何かしらの理由を書

いていただければ、ほぼ、ここで駄目ですという形にはならないということで、事前に説明の際に、申込み際に、これはどういうことですかという形で、大体多くの方が質問をされるところではあるので、ここに関してではじかれるということはほぼないというところになっています。

○議長（山本忠志君） 1 番。

○1 番（真田幸久君） 結局、それを聞きに行った人は、そういうお答えをいただくと思うんですけども、文面だけを読んで、そもそも申請をしない方もいらっしゃるんじゃないかと。要は、通常ある住民税非課税世帯とか、そういったようないわゆる—————そこに、—————制限を設けられていると考えられるのであれば、自分は該当しないなというようなことになるかと思えますし、おっしゃる通り、事情というのは何をもって事情があるというのかというのは非常に難しいところなので、逆に、じゃ、何でもいい、取りあえず来てくださいということになると、町としても対応体制をかなり広めを取っておかなきゃいけないということで、日々の仕事の邪魔になるといいますか、それに影響を与えることもあるかと思えますので、そのあたりである程度のところは、事前に説明の内容をお示ししたほうがよろしいんじゃないかと思えますけれども、やはりそれは難しいので、来ていただいた方への個別説明しかできないということになるんじゃないでしょうか。

○議長（山本忠志君） いかがですか。難しい質問ですけどもね。

（建設課長「ちょっといいですか」の声あり）

○議長（山本忠志君） どうぞ。

○建設課長（櫻庭郁也君） 基本的に罹災証明で一部損壊という判定を受けた方は、ほぼ何かしらこれはどういうことですかという形で来ますので、資力云々というよりも、まず損害を受けたということで、これが対象になるのかというところからまず説明をというか、どういうことですかということで話を聞きに来る方がほとんどです。

ですから、資力云々というところで、自分は結構収入があるから対象じゃないのかというそういう相談はないですね。今のところ、その話を受けたことがないので、ですから、基本的に罹災証明書を受けて、自分が対象になるのかどうかという、それが一番です。

今は、この町の補助として一部損壊がありましたけれども、それが始まる前の応急修理という形で一部損壊は対象外だったところで、自分は罹災証明を受けたんだけど、それは一部損壊だったので、その人は申し訳ないんですけども、今は対象外ですという形ではじ

いてしまったというのが1月15日、この事業がスタートする前まではそういう状態でした。

ですから、資力云々ではじくとか、資力が自分は問題なんじゃないかという話での相談事は本当に、この補助事業関連に関しては、今までなかったという状態ですので、基本的には罹災証明を受けての対応になっている状態です。

○議長（山本忠志君） 1 番。

○1 番（真田幸久君） そうしますと、2 番議員が指摘したように、ここの数の大きな差というところは、じゃ、何なんでしょうかねというところを、私が今、申し上げたようなことがある程度影響しているのではないかなというふうにも感じますし、かといって、六百何件全部全て町がもつ、それなりの金額になってしまいますので、その中で逆にある程度の線を引かないと財政的にも厳しいし、何でも公は見てくれるという考え方もまたそれ自体はよろしくないのです、それなりの基準といいますか、やはりそれを出していただかないことには、町の職員の仕事を一気に増やすことにもつながりかねませんので、そこはご検討いただきたいんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（山本忠志君） どうですか、建設課長。

○建設課長（櫻庭郁也君） 相談件数もかなり確かに多くて、一部損壊の罹災証明書発行されている方も確かに多いですけれども、例えば材料だけ買って自分で直したという方が結構な数いるんです。そういう方たちは、この事業、応急修理も含めて対象外になってしまうので、その辺は説明はしております。

あとは、確かに、業者に見積りを頼んでいるんだけど、その見積りすらつくってくれない、現地でも見てくれないという方も確かにおります。そういう方たちに対しましては、東京都からの支援を受けまして、島外の業者さんに対応してくれる業者さんがいますので、そちらに見積り依頼を頼んではいかがでしょうかというところで、確かに何件か、結構、今、島外の方から来ていただいて、見積りをやって、修繕対応をさせていただいているような状態です。

ただ、やはり島の方たちは、今まで懇意にしている方、例えば自分の家を今まで修繕対応やってくれた業者に、この業者に頼みたいんだということで、その業者から見積りが来ない、見積りが出ても対応するのは今年の5月からです、8月からですという、気長に待つてしまう方たちがいるので、申請自体が遅れてしまうというのが現状なので、だからその差が出てきているというところがあります。私たちもずっと待っているわけにもいかないので、何とかこの状況をもうちょっと打破したいなというところでも、説明聞きに来たものの、申請を

していない、例えば申込用紙を渡したんだけど、その申請申込用紙を提出していない方というのは、かなりいます。応急修理に関しても、まだ26名ほどおりまして、この26名の動向が分からないので、応急修理の申込期限が決められないというのがありますので、ですので、一部損壊もそうなんですけれども、まず、修繕はするんだけど、いつまでに終わらせますかというところをもうちょっとはっきりさせないと、この事業自体が延々と続いてしまいますし、次々と、まだまだ窓口に問合せですとか申請ですとか、そういう方たちが小出しに来る状態で、通常業務に全く戻れない状態がずっと続くわけにもいかないので、何とかこの補助事業の終わりを、何とか目途を見つけるために、今、ちょっと職員たちで検討しているような状態です。

○議長（山本忠志君） 何か平行線で話が続いているんですけども、何かいい提案してもらえませんか。

1 番。

○1 番（真田幸久君） 今は、島内の事業者をできれば使いたいということで、それによる遅れもかなりあるという話でしたけれども、実際に、島外の事業者を頼んだ場合に、島外事業者というのは二往復しなきゃいけないんですね。見積りで来島して帰って、それから実際の工事に対して来るときと帰るときということで、2回交通費が発生するのと、2回宿泊費が発生しますけれども、恐らくこれは補助の金額というか、今回、対象が何かということじゃなくて金額で出ているので、その範囲でやってくださいということかと思いますが、交通費と宿泊費だけで大分飛んじゃうのかなという気もしています。普通に業者さんが普通の航空券を買って、キャンセルとか変更できるとなると、一往復で5万円ぐらいかかると思いますし、宿泊にしても、当初の見積りは1日でいいでしょうから1泊だとしても、合わせて7万とか8万、2回目は実際の工事だと1日で終わるとは思えないので、数日ということを見ると、ほとんど交通費だけで補助が飛んでしまうのかなというところもあるかと思うんですけども、そのあたりも含めて金額というのをお考えになってやっているということではないと思うんですね。実際の工事費のほうでかかる金額ということがここまではということだと思うんですけども、実際、島内の事業者がなかなかそれに対応できないことは事実としてあって、そうすると、そこはずっと進まないで止まってしまっているということになりますので、ある程度、その島外の事業者を呼ぶ場合に、全額とは言いませんけれども、プラスアルファのところを考えていただくとかによって、そういった流れのほうを促進するというやり方もあるんじゃないかと思いますが、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（山本忠志君） 何かありますか。

建設課長。

○建設課長（櫻庭郁也君） 今、島外の業者さんと呼んでいるのは、東京都の支援を受けて来ていただいているので、その島内と島外の業者に対して施主さんが支払う金額というのは、旅費、交通費を考慮しなくていいんです。旅費、交通費に関しては東京都のほうで見ていただけるという、そういう形になるようなので、実際に住宅の修理を依頼する施主さん側は、島内の業者とほぼ同じぐらいの金額で、修繕にかかった費用だけを支払うというような形になっております。

○議長（山本忠志君） じゃ、旅費は関係ないということですね。

（真田議員「いいですか」の声あり）

○議長（山本忠志君） どうぞ。

○1番（真田幸久君） すみません。そこは私は認識が違っていたので、ちょっとびっくりしたというのはおかしいですけども、結局、何でもかんでも町を通して最初の工事依頼から何から自分でやるのではなくて、そこからもう全て町に申し入れてくれということなんですね。要は自分で業者を手配してということをやった人は、結局対象外になるということですね、今の話ですと。

○議長（山本忠志君） いまいち質問の意味がよく分かりません。

○1番（真田幸久君） 今の話ですと、東京都のほうで旅費その他が出るという話ですと、結局、一部損壊の方が工事をしたいといったときに、自ら島外の業者を探して呼んできた場合は対象にならないというふうに聞こえたんですけども、そういうことですねという質問です。

○議長（山本忠志君） その辺の解釈は建設課長、どうなんですか。

○建設課長（櫻庭郁也君） 一応、今までの見積りや請求の状況を見ますと、島外の業者さんが対応しても、島外の業者さんが、旅費、交通費ですとか滞在費を含めて請求してきているという見積りや請求が私は見ていないので、どういう状況なのかが、ちょっと申し訳ないです。基本的には確かに、この事業に関しましては、施主さんのほうで業者を選定して見積りをもって、それで申請するというような流れなので、おっしゃることも分かるんですけども、私が今まで申請書を見る限りでは、旅費、交通費が入っている見積りはなかったですね。

○議長（山本忠志君） そろそろこの議論は結論に進めたいと思うんですけども、要するに、2番議員が言ったように、被害は受けているけれども、実際にこの申請の数が見合わない。

被害数に対してね。これはガイドブックでの周知の仕方、住民への周知の仕方にもうちょっと住民目線に立った申請しやすいような工夫があっていいんじゃないかというふうに私は受け止めているんですけども、1番、2番議員、そういうことなんでしょう。言えばね。

ということで、建設課長は、あまり膨大な申請数になっても困るでしょうけれども、住民目線に立った、住民を助ける立場に立った通知の仕方を工夫してもらえないかという、議員さんたちからの要望に、僕は受け止めているんですけども、その辺、いかがですか。僕が言うのも変ですけども。よろしいですか。

(建設課長「はい」の声あり)

○議長(山本忠志君) ということで、この件はそろそろ切り上げたいと思うんですけども、いいですか。別件ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本忠志君) それでは、これにてこの件については議事を終結したいと思います。

ちょっともう時間がかかりたっていますので、ここで休憩に入ります。

次は、町長の施政方針であります。

それまでの間、休憩に入ります。

15分要りますか。10分でいいですか。

(発言する者あり)

○議長(山本忠志君) じゃ、15分取りましょう。

開始は11時からにしますので、それまで休憩に入ります。時間までに集まってください。

(午前10時45分)

○議長(山本忠志君) 休憩を解いて再開いたします。

(午前11時00分)

○議長(山本忠志君) 日程第6に入る前に先ほどDWA Tに関するこの件で福祉健康課長より説明をお願いします。

○福祉健康課長(菅原宏幸君) 先ほどのDWA Tの件ですが、やはりちょっと都社協と聞いて、公開できるものがあれば公開という形をしたいと思いますので、議員さんには、もし初めにメールで送ればメールで資料等の提出をいたしたいと思っております。よろしく願いいたします。

◎施政方針

○議長（山本忠志君） 日程第6に入ります。

施政方針を山下奉也町長より述べていただきます。

山下町長。

（町長 山下奉也君 登壇）（拍手）

○議長（山本忠志君） 拍手しないで。今度拍手したら退場してもらいますよ。

○町長（山下奉也君） それでは、令和8年第1回八丈町議会定例会の開催にあたり、私の町政に関する所信の一端と施策の概要を申し上げ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

初めに、昨年10月に発生した台風第22号、第23号は、記録的な強風と大雨をもたらしました。台風22号では最大瞬間風速54.7メートル、24時間降水量356.5ミリを記録しました。大きな土砂災害が発生するなど、当町は甚大な被害を受けました。被災された全ての皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

また、災害による応急対応から本日に至るまでご尽力いただきました関係機関をはじめ、ご協力をいただきましたボランティアの皆様、義援金など温かいご支援、励ましのお言葉をいただきました全国の皆様に心から感謝を申し上げます。

私たち行政も、これまでに経験したことのない災害対応に奮闘し、水源などの土砂災害による長期的な断水、倒木や土砂流出撤去による道路交通の確保、家屋などの被害調査、災害廃棄物集積場の確保及び受入れ、大量の災害救援物資の受入れ及び配布、各種証明の発行や生活支援窓口の設置、受付など、通常業務を最小限とし、多岐にわたる災害業務に対応してまいりました。

災害発生から5か月が経とうとしておりますが、いまだに島内各所で台風の爪痕が残されております。復旧・復興には長い時間がかかってしまいますが、被災された皆様のお気持ちに寄り添いながら、生活再建支援を効果的に進めてまいります。

また、今回の災害を振り返り、今後につなげていくことが非常に重要となります。今回の台風による被害状況の集約、今後の災害への意識啓発活動、計画の見直しなど、台風をはじめ土砂災害、地震、火山などあらゆる災害発生を想定し、減災に取り組んでいく必要があります。そのため、令和8年度より新たに防災対策課を設置し、災害復興計画に基づく進捗管理、地域防災計画の見直し、減災のための自助・共助・公助への啓発活動を推進するほか、

新たな防災備蓄拠点として防災倉庫の建設に取り組んでまいります。東京都とも協力し、次代を見据えた災害に強い町づくりに努めてまいりますので、皆様のご支援、ご協力を引き続きよろしくお願いいたします。

令和8年施政方針につきましては、現状総括も含め、災害による復旧・復興事業、災害による今後の方針、政策的項目について申し上げます。なお、令和7年10月台風第22号、第23号については「台風」と省略させていただきます。

初めに、災害関連事業につきまして、八丈島の海・山・暮らし館は、昨年度まで大規模な施設改修を行い、島の魅力を探究・発信する新たな施策として運用を開始したところでしたが、台風により末吉地域に大規模な土砂災害が発生し、八丈島の海・山・暮らし館にまで大量の土砂が流れ込みました。現在は、施設周辺の土砂などの撤去が行われ、館内の土砂撤去が始まりましたが、今年の7月までかかると見込まれています。管内には、末吉小学校閉校から残された生徒たちの作品などもたくさんあり、現在残っているものについては末吉屋内運動場へ運び出しを行い、保管している状況です。

八丈島の海・山・暮らし館の今後については、末吉地域住民の意見も聞きながら検討を進めていきます。

次に、災害廃棄物等処理ですが、台風災害により発生した推計3万トンの瓦礫や倒木類、12万トンの土砂などが末吉屋外運動場、南原スポーツ公園、各地域の仮置場に集積されています。八丈町災害廃棄物等処理実行計画に基づく島外搬出処理事業や公費解体事業などを実施するため、約57億円を計上し、令和8年12月完了を目標に取り組んでいきます。

災害支援窓口について。

昨年度から引き続き、国や都の被災者生活再建支援制度を活用し、被災者の皆様の生活再建に向け、家屋修繕費用や引っ越し費用などの援助を継続して行います。また、義援金についても早急に被災者へ配布できるよう努めてまいります。

次に、建設・管財について。

災害では道路の被害箇所が多岐にわたることから、東京都からの派遣職員を配置し、まずは被災した町道の復旧を最優先に執行します。台風による町道の災害復旧工事として3か年、令和9年度末までに工事完了を目途としている被災箇所は22か所あり、令和8年度においては11か所を予定しており、令和7年度からの債務負担を含め、2億9,000万円を計上しています。

道路改良事業については、災害時の重要な役割を担う中道伊郷名線及び檜立中之郷線の継

続事業を着実に推進いたします。また、町道の各路線において、適時適切な維持管理を行い、地域住民の皆様の利便性と安全性の向上に努めます。

町営住宅及び住宅支援事業については、発災直後から住宅ストックの確保に努め、仮設住宅を含め40世帯に住まいを提供することができました。引き続き、東京都の協力を得ながら、被災者の住まいの支援に取り組むと同時に、町営住宅事業については、安全で良質な居住環境の提供と住宅セーフティネットの適切な管理運営に努めます。

庁舎管理事業については、施設の適切な点検と計画的な修繕を継続し、来庁される皆様や職員にとって、安心・安全な環境整備に引き続き取り組みます。

財産管理事業においては、厳しい財政状況を鑑み、総合的な管理コストの低減を推進するとともに、未利用財産の活用や処分について全庁横断的な検討を継続していきます。

農業関連について。

台風により被災した農業者の施設の復旧及び再建のための整備などを、東京都とともに継続して支援します。また、被害に遭った農業基盤施設である農道、排水路などの整備、産業関連施設として研修センター、えこ・あぐりまーと展示室などの早期復旧を実施いたします。

農業基盤整備事業では、三根河尻水路の改修工事で7,200万、農地防災事業では、中之郷銚子の口ため池改修工事で2億9,900万円を計上し、継続して事業を行います。

八丈町農業担い手育成研修センター事業では、在籍中の5名について、研修期間を1年間延長して、引き続き研修を行っていきます。そのほか、管理棟建設に2億円を計上し、研修の充実につなげます。

畜産DX事業に6,600万円を計上し、農道の造成工事、分娩検知システムの設計構築、分娩舎建築確認業務を実施します。

水産・商工振興について。

水産振興では、台風で被災した八丈島漁業協同組合の施設復旧を支援するとともに、漁家の海難事故の防止策となる漁船搭載GPS機能強化補助事業を計上し、漁業経営の安全・安定化を図る支援を継続していきます。

後継者対策では、就業体験事業による新規就業者の募集のほか、生産者への支援を通じて新規就業者の育成確保に引き続き努めます。

商工振興については、人口が減少している中で実施可能な方法で行う夏まつりなど、各種事業に対して実情に合った形で支援します。また、昨年台風被災した事業者が金融機関で融資を受ける際の利子補給事業を東京都と共に継続して行います。

観光振興では、台風により被災した観光施設などを東京都と協力し、整備します。絶え間なく変化する旅行需要のニーズに対応できるよう、関係機関と協働し、八丈島公式InstagramなどのSNSによる情報発信と、八丈島公式観光アプリを活用していきます。さらに、体験型観光アクティビティの充実のため650万円を計上し、旅行消費額の増加を図ります。台風の影響により減少した観光客数を回復するため、東京都と連携してクーポン事業に取り組みます。

次に、税務ですが、台風では家屋などに甚大な被害が及びました。住宅被害認定調査の件数は1,574件、うち生活支援の第一歩となる罹災証明発行は1月末時点で872件ありました。罹災証発行を迅速に行うため、被災者生活再建システムの活用を進め、東京都などからの応援職員と協力し、被害家屋調査を行います。8年度は、この経験により得られた知見を生かし、システム活用の習熟と受援体制の強化を進めます。

学校施設の整備について。

台風により被災し、取壊しとなった富士中学校の体育館をはじめ、各小・中学校の校舎及び体育館は、老朽化により全ての施設で不具合が生じています。給食センターも築33年が経過し、衛生管理基準も厳格化される中で早急な対応が求められているところです。

安全でよりよい魅力的な学びの場の提供を目指し、将来を見据えて、小・中学校の配置や複合施設の検討を行います。また、近年の気候変動による災害の激甚化、頻発化を踏まえ、子供たちの教育環境の改善と防災機能を強化した学校づくりを迅速に進めます。

次に、水道浄化槽ですが、水道事業では、台風により水源からの多くの導水管などが被災しました。国、東京都と協力しながら、被災当初から実施している仮復旧工事を早期に完了し、本復旧工事を進めていきます。令和8年度においては、本復旧工事設計2億4,000万円を計上しています。

浄化槽事業では、自然環境の保全と生活環境の向上のため、合併処理浄化槽の普及率向上の啓発活動を図ります。令和8年度においては、浄化槽設置工事費4,800万円を計上しています。

一般旅客自動車運送事業について。

観光誘致活動を継続的に行い、観光貸切りの需要に対応しながら、乗合事業、貸切事業ともに安全な運行に努めます。令和8年度においては、乗合事業、貸切事業合わせて9,800万円の収益を見込んでいます。また、台風の経験から得た教訓を生かし、災害時の輸送対応体制のさらなる整備を進めます。

次に、病院事業について。

町立八丈病院が掲げる理念に基づき、医療従事者の確保、常設診療科を中心とした医療レベルの維持に努めます。また、台風による八丈町の被害を踏まえて、災害などの緊急時にも早急に対応できる医療体制を目指します。具体的には、緊急時の救急医療体制整備、島外医療機関との医療DXなどを活用したより強固な連携、病院業務継続計画の再構築による災害にも強い病院の環境整備を推進します。

消防団について。

可搬型消防ポンプやエンジンカッター、チェーンソーなど各種救助資機材の更新を図り、災害対応力の一層の充実強化を図るとともに、消防団の災害発生時における復旧活動の取組を推進します。

消防施設について。

設置から11年目を迎える消防救急デジタル無線設備の更新に備え、実施設計に1,300万円を予算計上し、119番通報など受信する消防指令設備や消防救急デジタル無線設備の更新準備を進めます。

また、災害対応の拠点となる消防本部車庫の建設に引き続き取り組み、町民の安心・安全の基盤強化を図ります。

その他政策的事業について。

移住定住の推進ですが、住まい、仕事、子育て環境を軸として、各施設のバランスをよく進めていくとともに、住宅流動化サイクルの基盤構築、八丈島移住サポーターのさらなる受入れ体制を強化するとともに、出産祝い金を、現行の5万円から出産後1年経過後に50万円支給へ増額し、分野横断的な政策による選ばれる島から、住み続けたい島へ転換を図ります。

こども家庭センターについて。

本年度より、子ども家庭支援センターからこども家庭センターとして名称変更及び条例改定を実施し、子育て応援拠点として、妊娠から子育て期まで、保護者に寄り添う支援を総合的、継続的に実施します。

生活福祉ですが、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、物価高により厳しい状況にある低所得者への支援を行います。

保健・母子・健康増進事業について。

島外医療機関への通院交通費の一部助成に1,600万円、がん患者のウィッグ等購入費の一部助成50万円を計上し、継続して実施します。分娩に関する補助として、分娩1回当たり出

産前に25万円、出産後に25万円、合計50万円の補助で、総額で1,000万円を計上し、妊産婦の経済的負担を軽減します。また、出産後の心身の不調や育児不安がある方などの支援として、産後ケア事業に500万円を計上しています。

引き続き、妊娠された方や子供たちの健康と発育環境を守るべく、切れ目のない支援を継続し、健診や面談などを安定的にできるよう努めます。

がん検診や健康相談などを引き続き実施し、受診率の向上を目指します。

次に、文化財の公開・活用。

昨年10月1日に開館した八丈島歴史民俗資料館では、常設展示だけでなく、テーマを設けた企画展を開催し、これまで以上に、見る喜び、知る喜びを提供します。また、貴重な資料を展示、公開、情報発信することで、郷土愛を育み、八丈町の活性化を図ります。

次に、消防本部事業。

老朽化した高規格救急自動車の更新に2,700万円、救急救命士の処置に対応した高度救命処置用資機材の更新に1,100万円の予算を計上し、高度化、多様化する救急業務に適切に対応できるよう取り組みます。

終わりに、令和8年度の予算額は、一般会計148億7,000万円、特別会計24億4,000万円、企業会計34億7,000万円、合計で207億8,000万円となります。予算編成要綱により、各担当課へは、災害対応を最優先とし、義務的経費及び経常的経費に限定した骨格予算として当初予算を要求させました。そのため、新規事業や投資的事業などについては、今後補正により対応していく予定をしております。

議員各位並びに町民の皆様のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げまして、施政方針といたします。

○議長（山本忠志君） ただいま山下町長より施政方針の表明がございました。この件についての質問はこの場では受け付けませんので、後日の一般質問等の機会を使って、質問等ある方はそちらでお願いいたします。

議事を進行いたします。

◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） 日程第7、承認第1号 専決処分事項の報告及び承認についてを上程いたします。

説明、企画財政課長。

○企画財政課長（金川智亜樹君） それでは、データ番号の8をお願いいたします。

承認第1号 専決処分事項の報告及び承認について。

令和8年3月2日、提出者、八丈町長、山下奉也。

専決処分事項の報告及び承認について。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和7年度八丈町一般会計補正予算を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき報告し、その承認を求めます。

次のページをお願いいたします。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和8年1月23日、八丈町長、山下奉也。

それでは、補正予算書の1ページをお願いします。

令和7年度八丈町一般会計補正予算（第8号）。

令和7年度八丈町の一般会計の補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億7,185万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ123億5,656万8,000円とする。

（「文言省略」の声あり）

○企画財政課長（金川智亜樹君） はい。

第2条、既定の繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

第3条、既定の債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

第4条、既定の地方債の追加は、「第4表 地方債補正」による。

令和8年1月23日、八丈町長、山下奉也。

それでは、補正予算書の7ページをお願いします。

初めに歳入となります。項の補正額を中心に説明させていただきます。

15款2項国庫補助金1億8,207万円の増。国負担50%である災害等廃棄物処理事業費補助金で1億7,373万円の増。国負担65%である農地及び農業用施設災害復旧事業補助金で833万6,000円の増となります。

16款2項都補助金128万2,000円の増。

3項委託金850万2,000円の増は、衆議院議員選挙に係る委託金となります。

次のページをお願いします。

19款 1 項基金繰入金2,000万円の減は、産業振興基金を繰戻しいたします。

22款 1 項町債 2 億円の増は、災害対策債を発行いたします。

歳入合計、補正前の額119億8,471万4,000円、補正額 3 億7,185万4,000円の増、計123億5,656万8,000円となります。

次のページをお願いいたします。

ここから歳出に入ります。こちらも項の補正額を中心に説明させていただきます。

2 款 1 項総務管理費77万2,000円の増、こちら光熱水費は、応急仮設住宅分の光熱水費となります。

5 項選挙費850万2,000円の増。

次のページをお願いします。

3 款 1 項社会福祉費53万4,000円の増、こちらは老人保護措置費の不足分となります。

4 款 2 項清掃費 3 億4,760万6,000円の増、こちら 2 目じん芥処理費の11節役務費、家電リサイクル料300万5,000円の増、こちらは災害廃棄物の家電リサイクル料となります。

その下、12節委託料、災害廃棄物処理委託料 3 億2,185万円、こちらは南原仮置場の測量、敷地の造成、飛散防止フェンスの設置、管理、当該運搬の処理に係る委託費となります。

次のページをお願いします。

右上、13節使用料及び賃借料、機械借上料1,523万5,000円の増、こちらは災害廃棄物処理用の機械、仮置場の整備用の機械、仮置場の鉄板、飛散防止フェンスの借上料となっております。

7 款 1 項商工費は財源更正となります。

11款 2 項農林水産業施設災害復旧費1,432万6,000円の増、こちらは樫立玉栗農道災害復旧工事に係る予算となり、この後説明いたします繰越明許費の設定を行うものとなります。施工に関しては来年度を予定しておりますが、入札へ向けて、今年度より進めていきたいと計上しております。

3 項厚生労働施設災害復旧費230万円の増、こちらは新クリーンセンターの災害修繕となります。

次のページをお願いいたします。

14款 1 項予備費218万6,000円の減。

歳出合計、補正前の額119億8,471万4,000円、補正額 3 億7,185万4,000円の増、計123億5,656万8,000円となります。

それでは、ページ戻りまして、補正予算書の４ページをお願いいたします。

「第２表 繰越明許費補正」になります。

２款１項総務管理費、災害救助法に基づく住宅の応急修理委託2,228万円、令和７年台風第22号・第23号住宅補修支援事業補助金5,370万円、こちらは今年度までに終わらない部分を来年度に繰り越すものとなります。

下の11款２項農林水産業施設災害復旧費、玉栗農道災害復旧工事監督員補助委託100万円、玉栗農道災害復旧工事1,282万6,000円、玉栗農道災害復旧事業用土地購入50万円、こちら歳出でも説明いたしましたが、こちらも来年度の施工に向けて繰越明許費を設定しております。

次に、「第３表 債務負担行為」の設定となります。

被災家屋等公費解体事業２億5,000万円、こちらの事業は、来年度より実施予定となりますが、なるべく早い事業開始を目指し、今年度中に要綱の制定まで進めておきたく、債務負担行為を設定いたします。

続いて、「第４表 地方債」となります。

起債の目的、災害対策事業、限度額２億円、こちらは、災害廃棄物の処理関係が対象となります。起債の方法、利率、償還の方法に関しましては従来どおりですので、説明は省略させていただきます。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

質問ございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案承認にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第７、承認第１号 専決処分事項の報告

及び承認については、原案どおり承認いたしました。

◎報告第1号の上程、説明、質疑

○議長（山本忠志君） 続いて日程第8、報告第1号 八丈町災害復興計画の策定についてを上程いたします。

説明、企画財政課長。

○企画財政課長（金川智亜樹君） それでは、データ番号の9をお願いいたします。

報告第1号 八丈町災害復興計画の策定について。

令和8年3月2日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

令和7年台風第22号、第23号における八丈町災害復興計画を策定したので、別紙のとおり報告する。

こちらは計画の概要を説明させていただきますので、概要版の2ページ目をお願いします。

初めに、1番、計画の概要から説明させていただきます。

まず、計画策定の目的となります。こちら令和7年に発生しました台風第22号、第23号等により甚大な被害を受け、被災からの復旧にとどまらず、強靱で持続可能な島づくりを目指すため、迅速な復旧と生活再建、レジリエンスの強化、町の魅力向上、連携強化等を目的に掲げ、本計画を策定しております。

計画の対象地域ですが、町内全域となります。

計画の期間となります。計画の期間は八丈町基本構想の終期が令和12年度であることを踏まえ、令和7年度から令和12年度までの約5年間としております。

次に、計画の位置づけとなります。

八丈町総合計画である基本構想、基本計画、実施計画、これらの政策の実現、また、町の各種計画と整合を図りまして、この間に2つ、復興フェーズの計画としております。

続いて2番、台風22号、23号に伴う災害の概要ですが、こちらは省略させていただきます。

次に、3番、復興の方向性となります。

まず、基本理念は「ONE HACHIJO～共に創るまち、共に結束（つな）ぐ復興～」としております。

こちらの「ONE HACHIJO」には、町民、町外の方々、町・都・国、関係機関が1つに団結するといったONEと、八丈島の自然、文化、歴史という唯一無二（ONE and Only）の魅力

を尊重するONEの2つの思いを込めております。

また、「共に創るまち、共に結束（つな）ぐ復興」には、原状回復にとどまらず、新たな価値を生み出す創造的復興を実現する強い決意を込めております。

こちら、基本構想にあります「ともに支えあうあたたかい町」、「共創」の精神ということでイメージしてつくっております。

本計画にも説明がありますが、こちらのマークは、アシタバをイメージしております。アシタバの葉っぱが5枚あるんですけれども、島内の地域をイメージして、アシタバの5枚を周りで囲んでいるONE HACHIJOになります。こちらのマークを、これから復興を進めていくのに、イベントだったりとかでどんどん使って、住民に周知していきたいと考えております。

次に、基本方針となります。

被災者の生活再建と社会基盤の回復、そして島全体の持続的な成長につなげるため、下にあります大きく分けて3つの基本方針を組んでおります。

まず、1つ目が、生活と仕事の再建（安心の回復）になります。被災された方々の生活再建と働く場の回復を最優先とし、生活支援体制の充実を図ります。それで安心して暮らせる日常の早期回復を目指していきたいと考えています。

次に、2つ目が、社会基盤の復旧と強靱化（安全の確保）となります。こちら公共施設、道路・港湾・水道・電力・通信など、地域を支える社会基盤・ライフラインを迅速に復旧するとともに、将来の災害にも耐え得る安全で強靱な体制を構築いたします。

最後、3番目、産業復興と防災まちづくり（持続的成長）になります。こちらデジタル技術や先端技術を活用し、町でも進めています各分野のDXを推進していくことで、基幹産業の再生と高度化を図り、地域経済の活性化を目指します。あわせて、レジリエンスを備えた町づくりを推進することで、将来にわたり持続的に成長できる地域社会を目指していきます。

次のページから、この3つの方針に基づいた具体的な施策・取組が書かれていますが、こちらは説明を省略させていただきます。

こちら町長の施政方針でもありましたが、町では、防災対策課の設置等の体制強化を図ります。また、この計画にあります共創の理念に基づきまして、これからいろんな取組等を行っていきますが、住民の声をしっかり聞きながら、このある施策、取組の変更だったり、更新だったりをしながら、効果的にこの計画を進めていきたいと考えておりますので、一緒に頑張っていきましょう。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

質問ありませんか。

1 番。

○1 番（真田幸久君） ご説明ありがとうございます。

今、最後に、スケジュール感として、春から夏にかけて住民の声を聞いたりとかという形で各施策の内容を詰めていくというようなお話だったんですけども、具体的内容を検討する話と、そのために最初に大体の概要の案を提示して、それに対して住民の声を聞いて、再度それに基づいて、全て聞くというのが正しいと私も思っていないけれども、そういったものを参考にしながら、最終的な施策内容を詰めていくという流れかと思うんですけども、そのあたりも含めたスケジュール感としては、例えば秋口までにはそこまで持っていきたいとか、そういったスケジュール感はどうなっているかを教えていただけますでしょうか。

○議長（山本忠志君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金川智亜樹君） こちらは、今、町の総合計画を基に基本計画の改正の、本来は今年度改正しまして来年度から実行するというフェーズだったんですけども、それがちょっと台風の影響でできていないということで、今現在、庁内に実施計画をもう一度、台風後の実施計画の見直しということで作業を依頼しております。これが大体3月から4月ぐらいに終わるのかなというところで、そういった計画も踏まえまして、6月ぐらいにはある程度形として、6月議会ではお示しできるのかなと考えております。これ、まだあくまで予定ですので、その辺の財源だったりはまだ不確定な部分が多いですので、その辺をちょっと併せ持って、またちょっと皆さんと相談しながら進めていければと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（山本忠志君） よろしいですか。

ほかにございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） ないようでしたら、以上で質疑を終結いたします。

以上で日程第8、報告第1号 八丈町災害復興計画の策定についてを終了いたします。

◎諮問第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第9、諮問第1号 人権擁護委員……

（奥山議員「議長」の声あり）

○議長（山本忠志君） はい。

（奥山議員「12時も近いので」の声あり）

○議長（山本忠志君） これ終わったら終わりにしたいと思います。いいですか。ちょっと急いでごめんなさい。

（奥山議員「大丈夫です」の声あり）

○議長（山本忠志君） 日程第9、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを上程いたします。

説明、総務課長。

○総務課長（高野秀男君） それでは、データ番号10をお願いします。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。

令和8年3月2日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

人権擁護委員として推薦したいため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めます。

次のページをお願いします。

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。

下記の者を、人権擁護委員として推薦したいため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めます。

記。

1、住所、東京都八丈島八丈町大賀郷177番地。氏名、奥山和子。生年月日、昭和32年2月24日。

2、住所、東京都八丈島八丈町檜立2093番地。氏名、森下敏清。生年月日、昭和39年9月27日。

人権擁護委員は、議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を法務大臣に推薦することになります。

任期開始日の3か月前までに推薦書類を法務大臣に提出する必要があるため、任期については令和8年7月1日から令和11年6月30日の3年間になります。

次のページの略歴については、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

質問ございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） 異議ないものと認め、日程第9、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、諮問のとおり答申することに決定いたしました。

ここで休憩に入ります。

午後の部は午後1時、13時より開会いたしますので、時間までにお集まりください。

（午前11時52分）

○議長（山本忠志君） 休憩を解いて再開いたします。

（午後1時00分）

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） 日程第10、議案第1号 令和7年度八丈町一般会計補正予算を上程いたします。

説明、企画財政課長。

○企画財政課長（金川智亜樹君） それでは、データ番号の11、令和7年度一般会計補正予算書をお願いいたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

議案第1号 令和7年度八丈町一般会計補正予算（第9号）。

令和7年度八丈町の一般会計の補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ8億3,497万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ111億2,159万6,000円とする。

（「文言省略」の声あり）

○企画財政課長（金川智亜樹君） はい。

第2条、既定の継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

第3条、既定の繰越明許費の追加は、「第3表 繰越明許費補正」による。

第4条、既定の債務負担行為の追加は、「第4表 債務負担行為補正」による。

第5条、既定の地方債の変更は、「第5表 地方債補正」による。

令和8年3月2日、提出者、八丈町長、山下奉也。

それでは、補正予算書の11ページをお願いいたします。

初めに歳入となります。項の補正額を中心に説明させていただきます。

1款1項町民税57万9,000円の増、こちら個人の減額は、台風被害による減免措置47名分となります。

2項固定資産税935万6,000円の増。

3項軽自動車税14万8,000円の増。

11款1項地方交付税1億2,283万5,000円の増は、国補正による追加交付分に伴う増額となります。

14款2項手数料1万円の増。

次のページをお願いします。

15款1項国庫負担金2,484万8,000円の減、こちらは2節児童福祉費負担金において、物価高対応子育て応援手当負担金2,251万5,000円は、下にあります2項国庫補助金へ組替えとなります。

2項国庫補助金1億6,972万3,000円の減。

次のページをお願いします。

8目災害復旧費国庫補助金で、公共土木施設災害復旧費1億8,438万7,000円の減は、歳出が令和8年度となるため減額するものとなります。

16款1項都負担金7,452万7,000円の減。

次のページをお願いします。

3目災害救助費都負担金における災害救助費都負担金7,227万円の減額は、こちら実績に合わせた減額となります。

2項都補助金3,064万2,000円の減。

次のページをお願いいたします。

3項委託金3万8,000円の増。

18款1項寄附金840万円の増。

次のページをお願いします。

19款1項基金繰入金6億6,500万円の減、こちら財政調整基金を3億8,000万円、減債基金を2億2,000万円、公共施設整備基金を2億円、産業振興基金を4,000万円、ふるさと創生基金を2,500万円繰戻しいたします。

次のページに入りまして、右上、土地開発基金、こちらは条例を改正しまして、2億円の繰り出しを行う予定となります。

2項特別会計繰入金201万2,000円の減。

21款1項延滞金及び加算金25万9,000円の増。

4項雑入135万5,000円の増。

次のページをお願いします。

22款1項町債1,120万円の減。

歳入合計、補正前の額123億5,656万8,000円、補正額8億3,497万2,000円の減、計115億2,159万6,000円となります。

次のページをお願いいたします。

ここから歳出に入ります。こちらも項の補正額を中心に説明いたします。

1款1項議会費5万4,000円の減。

2款1項総務管理費6,184万9,000円の減。

ページ1つ飛びまして、補正予算書の21ページをお願いします。

2目文書広報費の八丈町ホームページリニューアル委託の1,290万円の減額ですが、こちらは台風の影響等により遅れている事業となります。この後、繰越明許費の設定でも説明いたしますが、こちらの業務で、本番環境でのサーバーにおいて設定が必要となるものがありまして、令和8年度の第1号補正と今回の繰越明許費の設定と併せて進めていくものとなります。

続いてページ、2つ飛びまして、24ページをお願いします。

15目減債基金費の減債基金積立金1,000万円は、こちら来年度分を計上するものとなります。

2項企画費1,522万1,000円の減。

次のページをお願いします。

3項徴税費141万8,000円の減。

次のページをお願いします。

4項戸籍住民基本台帳費269万円の増。

次のページをお願いします。

6項統計調査費4万7,000円の減。

7項監査委員費40万5,000円の減。

3款1項社会福祉費2億312万2,000円の減。

1目社会福祉総務費にあります、次のページに入りまして、18節負担金補助及び交付金の被災者生活再建支援金町独自事業分1億5,000万円の減額は、実績に伴う減額となります。

その下にあります物価高騰猛暑対策水道料金補助事業補助金149万8,000円の減、その下、物価高騰対応重点支援水道料金補助金841万円の減額も実績に伴うものとなります。

次に、1つ飛びまして予算書の30ページをお願いします。

2項児童福祉費269万1,000円の減。

1つページ飛びまして、32ページをお願いします。

4款1項保健衛生費1,551万5,000円の減。

一番下の2目母子保健費にあります、次のページに入りまして、18節負担金補助及び交付金の島外分娩補助事業補助金、こちら10名分、250万円の増額となります。

次のページをお願いいたします。

5目環境衛生費の14節工事請負の公衆トイレ浄化槽設置工事、こちらは、藍ヶ江公衆トイレの合併処理浄化槽設置工事で、こちら大幅な設計変更がありまして、834万5,000円を増額で、繰越しを行いまして実施いたします。

次のページをお願いします。

2項清掃費3,535万9,000円の減。

一番下、2目じん芥処理費にあります、次のページに入りまして、表一番上、新リサイクルセンター建設設計委託料1,100万円の減額は、こちら土壌汚染調査の結果により追加調査が必要となったことから、令和8年度実施に先送りいたします。

5款1項労働諸費90万円の減。

6款1項農林業費1,090万5,000円の減。

ここからページ2つ飛びまして、39ページをお願いします。

2項水産業費10万円の増。

3項振興費1,614万8,000円の減。

一番下、1目農業振興費にあります、次のページに入りまして、再生可能エネルギー利用促進事業費781万8,000円の減額は、実績に伴う減額となります。

その下、八丈島産業祭補助金450万円の減額は、台風災害の影響により事業中止になったことに伴う減額となります。

7款1項商工費191万6,000円の減。

次のページをお願いします。

8款1項道路橋梁費4,235万2,000円の減。

2目道路維持費で、12節委託料の町道整備委託料1,140万円の減。

14節の工事請負費、道路補修工事1,114万9,000円の減額は、災害復旧が優先になったことに伴いまして減額となるものです。

次のページをお願いします。

2項河川費90万7,000円の減。

次のページをお願いします。

3項都市計画費130万5,000円の減。

4項住宅費410万8,000円の増。

次のページをお願いいたします。

9款1項消防費3,507万円の減。

次のページをお願いいたします。

一番下、3目消防施設費にあります、次のページに入りまして、右上、給水管引込工事、こちらは消防庁舎車庫の建設に伴う工事で288万円の減額となります。こちらは入札不調によるものですが、令和8年度に実施しまして、令和9年度より建設を行う予定で進めております。

10款1項教育総務費21万3,000円の減。

2項小学校費876万1,000円の減。

ここからページ1つ飛びまして、48ページをお願いします。

3 項中学校費1,327万6,000円の減。

次のページをお願いします。

4 項学校給食費621万円の減。

次のページをお願いいたします。

5 項社会教育費1,682万3,000円の減。

次のページをお願いします。

こちら、7 目歴史民俗資料館費の14節歴史民俗資料館改修工事1,066万9,000円の減額は、工事完了に伴う契約差金となります。

6 項保健体育費93万9,000円の減。

11款 1 項公共土木施設災害復旧費 3 億383万4,000円の減。

1 目道路橋梁災害復旧費で、12節委託料で災害復旧工事実施設計等委託料 1 億3,811万4,000円、下の14節工事請負費で町道災害復旧工事 2 億1,140万円の減額は、どちらも令和 8 年度の事業実施分を減額するものとなります。

次のページをお願いいたします。

2 項農林水産業施設災害復旧費1,477万9,000円の減。

2 目その他農業用施設災害復旧費の修繕料は、えこ・あぐりまーとの修繕費となりますが、こちらも令和 8 年度事業実施分1,270万円を減額いたします。

3 項厚生労働施設災害復旧費840万2,000円の減。

4 項文教施設災害復旧費670万6,000円の減。

次のページをお願いします。

2 目社会教育施設災害復旧費の運動施設災害復旧委託料は、中之郷運動場のフェンスの復旧費となりますが、こちらも令和 8 年度事業実施分200万円を減額いたします。

5 項その他公共施設災害復旧費400万円の減。

1 目その他公共施設災害復旧費の観光施設災害復旧委託料は、名古の展望台の解体等の委託料ですが、こちらも令和 8 年度事業実施分400万円を減額いたします。

12款 1 項公債費は財源更正となります。

14款 1 項予備費1,274万3,000円の減。

次のページをお願いいたします。

歳出合計、補正前の額123億5,656万8,000円、補正額 8 億3,497万2,000円の減、計115億2,159万6,000円となります。

ページが戻りまして、補正予算書の7ページをお願いします。

上から第2表継続費の変更になります。

こちらは粥倉団地建設事業の完了に伴う減額変更となります。

8款4項住宅費、粥倉団地建設事業、補正前の総額3億8,210万6,000円、令和7年度年割額2,600万円、補正後の総額3億8,199万1,000円、令和7年度年割額2,588万5,000円となり、11万5,000円の減額となります。

続いて、第3表繰越明許費の補正となります。

2款1項総務管理費、八丈町ホームページリニューアル事業317万9,000円、こちらは歳出でも説明しました台風の影響等により、今年度に進められなかった部分について、来年度へ繰り越すものとなります。こちらホームページのオープンは6月頃を予定しております。

2款2項企画費、八丈町基本計画策定支援委託886万円、こちらも台風の影響により策定が先送りとなり、繰越明許費を設定いたします。

2款4項戸籍住民基本台帳費、戸籍情報システム改修委託184万8,000円と、住基システム改修委託203万6,000円、こちらは、来年度の早期改修に向け、今年度より調整を進めていくことによる繰越しとなります。

3款2項児童福祉費、あおぞら保育園子ども広場エアコン交換工事194万6,000円、こちらも台風の影響により、今年度に終わらない部分を来年度に繰越しいたします。

4款1項保健衛生費、神湊公衆トイレ解体及び新規設置事業548万円、こちらも台風の影響により、今年度に終わらない部分を来年度に繰越しいたします。

4款1項藍ヶ江公衆トイレ合併処理浄化槽設置工事1,814万5,000円、こちらは歳出でも説明しましたが、設計の大幅な変更に伴い増額し、来年度に繰越しいたします。

4款2項清掃費、汚泥再生処理センター受入槽防食塗装委託4,067万8,000円、こちらも台風の影響によりまして、今年度に終わらない部分を繰越しいたします。

8款1項道路橋梁費、藍ヶ江線道路改良工事4,300万円、こちらも令和7年7月31日に契約し事業を進めておりましたが、台風の影響によりまして災害対応が優先となったことで、工期内施工が困難となり、来年度へ繰り越すものとなります。

11款3項厚生労働施設災害復旧費、若草保育園災害復旧事業9万円、むつみ第二保育園エアコン交換工事1,000万円、こちらも台風の影響により、今年度に終わらない部分を繰り越します。

11款5項その他公共施設災害復旧費、八丈島の海・山・暮らし館土砂撤去委託4,800万円。

こちらは、今年度に終わらない部分を来年度に繰り越すものとなります。

次のページをお願いします。8ページになります。

第4表債務負担行為の設定となります。

町道災害復旧工事8,485万円、こちらは道路の早期復旧を図るため、3月中の起工に向けて入札時期を早めていきたく、債務負担を設定いたします。

続いて、第5表地方債の変更となります。

起債の目的、災害復旧事業債、補正前の限度額1億2,500万円を、補正後1億4,600万円と、2,100万円増額いたします。こちらは国庫補助金の確定に基づいた増額となります。

起債の目的、災害援護資金貸付金、補正前の限度額4,720万円を、補正後1,500万円と、3,220万円減額いたします。こちらは貸付実績に伴う減額となります。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長（山本忠志君） お諮りいたします。

一般会計補正予算については、初めに歳入、続いて歳出については款を分けて進行したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認めます。

質疑に入る前に申し上げます。

発言者は、予算書のページ、科目等を必ず述べた上で発言をお願いします。

それでは、質疑をお受けします。

1ページから18ページ、歳入についての質疑をお受けいたします。

質問ございませんか。

1番。

○1番（真田幸久君） 資料の16ページから17ページのところの各種基金の繰入れの減額に関してなんですけれども、これは減額した後の最終的なこの補正予算時点での各基金の残額について教えていただけますでしょうか。

○議長（山本忠志君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金川智亜樹君） 基金残額について、質問を回答いたします。

まず財政調整基金ですね。基金残額が7億円、減債基金が3億3,000万円、公共施設整備基金が11億5,500万円、産業振興基金が1億2,000万円、ふるさと創生基金が2億5,200万円、積立基金、人材育成基金、図書館基金、細かいのありますが、積立基金の合計が31億3,940

万円となっております。よろしくお願いいたします。

○議長（山本忠志君） よろしいですか。

それではほかに質問ございますか。

1 番。

○1 番（真田幸久君） これは、もしかしたら歳出のほうで聞いたほうがいいかもしれないですけども、歳入の13ページ、児童福祉費補助金の件で、たしか今回の広報に、こちらの支給時期に関して3月末ぐらいからという内容があったかと思うんですけども、これに関しては、独自上乗せの有無とかはどうなっているのでしょうか。すみません。もしかしたら歳出のほうでお聞きしたほうがいいかもしれません。

○議長（山本忠志君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（菅原宏幸君） 物価高騰の手当ということで2万円、1人、子供に対してですね。というところがあります。

それと、収入の撤廃ということで、公務員も全て2万円給付ということで行います。

○議長（山本忠志君） よろしいですか。

（真田議員「いいですか」の声あり）

○議長（山本忠志君） 1 番。

○1 番（真田幸久君） なので、それは広報に入っていたので存じ上げているんですけども、それはいわゆるこちらの補助金、町の自主財源は一切使わない対応になっているんですかという質問です。

○議長（山本忠志君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（菅原宏幸君） そうです。自主財源使わずということで、請求いたします。

○議長（山本忠志君） ほかに質問ございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） それでは、歳入の部、18ページまでの質疑を終結いたします。

続いて19ページ。歳出に入ります。19ページ、議会費から36ページ、衛生費まで、質疑をお受けいたします。

質問ございませんか。

19ページから36ページです。お願いします。

1 番。

○1 番（真田幸久君） 30ページの扶助費全体に対する質問なんですけれども、全体として

1,585万7,000円の減額ということになっておりますが、内訳ではプラスのものとマイナスのものがありまして、例えば居宅介護給付は250万円の増額、共同生活援助は1,000万円の減額といったような形で、それなりの金額が動いているところがあるんですけれども、これ全体として減額となっているのは、もしかすると台風によって、サービス提供が困難だということによって実績に基づいた減額というのは分かるんですけれども、増額もあるということは、いわゆるその内訳、対象者の内訳はかなり大きく動いたという部分もあるのかどうかを教えてください。

○議長（山本忠志君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（菅原宏幸君） 議員おっしゃるとおりで、島外に2名ほど行かれているのと、あとは亡くなった方が1名ということで、いろんな増減があります。

以上です。

○議長（山本忠志君） よろしいですか。

1番。

○1番（真田幸久君） 今の減額のほうのご説明、要は、島外に行かれた方の分が増額ということも含めてのお答えなのか、ちょっとはっきりしなかったので、増額、特に増額というのは、実績が減る中での増額かと思いますので、そちらのほうの回答はいかがになりますでしょうか。

○議長（山本忠志君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（菅原宏幸君） すみません。居宅のほう、増加の分は利用者が増えたということと、やはり減額のほうは利用者が減ったということで、増減があるということになります。

○議長（山本忠志君） 1番。

○1番（真田幸久君） この居宅介護が利用者増になったというのは、一般的な動きの中で増額になっているのか、それとも増加になっているのか、それとも台風被害もあって、居宅介護のほうしかできない、サービスを受けづらかったのでそちらが増えているのかということだと、ちょっと意味が異なると思うんですけれども、どちらなのでしょう。

○議長（山本忠志君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（菅原宏幸君） 増減に関しましては、台風災害とは関係しないということになります。

○議長（山本忠志君） ほかに質問ございますか。

19ページから36ページ。

3番。

○3番（奥山幸子君） 30、衛生費は駄目ですか。

○議長（山本忠志君） 衛生費までオーケーです。

○3番（奥山幸子君） 三十何ページかな。島外分娩補助事業補助金、これは今年度に出産予定の方だということですよ。10人ということですよ。そうすると、その前に、島内で生まれた方はどれくらいいるんでしょうか。生まれるあるいは生まれた、どれくらい。

要するに、年間通じて、島外分娩する以外の方の出産数というのは、出生数というか、何人ぐらいですか。

○議長（山本忠志君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（菅原宏幸君） 実績のほうは調べないとなとは思いますが、多分、去年、昨年度より結構減っている数字だと思っております。詳しい数字はちょっと調べますので。

すみません。

○議長（山本忠志君） どうぞ、福祉健康課長。

○福祉健康課長（菅原宏幸君） 11名だそうです。すみません。

（奥山議員「この方が10名ということで、全部で21名ということですか」の声あり）

○議長（山本忠志君） 福祉健康課長、もうちょっと丁寧に。

○福祉健康課長（菅原宏幸君） 島外分娩、12月のほうでは17名分で予算計上しまして、また補正で10名分という形で増やして、島外分娩のほうを、はい。

○議長（山本忠志君） よろしいですか。

○福祉健康課長（菅原宏幸君） すみません。あと島外分娩の4月以降の方も含めてということで……、4月以降の出産の方が対象ということで。

（奥山議員「そうなんですか。聞いたかったのは……、いいですか、議長」の声あり）

○議長（山本忠志君） 分かりましたか。

○3番（奥山幸子君） 分かったんですけども、結局、島内で分娩できなくなったことによって、出産予定の人が減っているということはないでしょうか。

要するに、出産予定だったのに、島で産めなかったら、島外分娩の支援以外に、ふるさと

に行って、これを使わないでという方もいるんでしょうか。

○議長（山本忠志君） 福祉健康課長、いかがですか。

○福祉健康課長（菅原宏幸君） その方も、地元に戻ってという形では一応補助予定となっています。

○議長（山本忠志君） 3 番。

○3 番（奥山幸子君） 聞きたかったのは、要するに、島外分娩という、皆さんに周知されて、出産を控えるとか、子供を産む予定を延期するとか、そういうことがこのことによって影響があるかどうかということを聞きたかったんですけれども、今のところそういうことはないというふうに解釈していいんでしょうか。

○議長（山本忠志君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（菅原宏幸君） 詳しくはあれですけれども、多分それで控えているということはないと思われます。この補正したので、自然にあれなので、やっぱり、4 月以降生まれる方は7 年度よりは増えるかと思われます。

（奥山議員「分かりました」の声あり）

○議長（山本忠志君） よろしいですか。オーケーですか。

（奥山議員「別件です」の声あり）

○議長（山本忠志君） 3 番、どうぞ。

○3 番（奥山幸子君） 中之郷の足湯の浄化槽の話がありましたよね。足湯の隣の浄化槽設置工事というのがありますよね。これは台風の被害があって、それを新しくするのか、今までののが老朽化したために新しくするのか、ちょっと教えてください。

○議長（山本忠志君） 住民課長。

○住民課長（小野高志君） 足湯のところの公衆トイレの合併浄化槽なんですけれども、従来あそこの公衆トイレ、浄化槽が設置されていない状況でしたので、浄化槽を設置する、新設するということでしたが、台風などもあって、来年度に後ろ倒しをするということでございます。

○議長（山本忠志君） よろしいですか。

ほかにございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） ないようでしたら、続いて36ページの衛生費までの質疑はこれにて結びたいします。

続いて、同じく36ページ労働費から予算書最後の57ページまでの質疑をお受けいたします。

6番。

○6番（金川孝幸君） 51ページ、災害復旧費なんですけれども、災害復旧工事実施設計委託料1億3,800万あるんですけれども、その下に災害復旧工事、2億1,100万とあるんですけれども、この工事に伴う委託料なんでしょうか。

○議長（山本忠志君） 建設課長。

○建設課長（櫻庭郁也君） ご質問のとおりになります。基本的に、この工事復旧に要するための測量設計の委託費という形で計上しております。

以上です。

○議長（山本忠志君） 6番。

○6番（金川孝幸君） 工事額に比べて、この設計委託料は非常に高いような感じするんですけれども、これは妥当な金額なんでしょうか。

○議長（山本忠志君） 建設課長。

○建設課長（櫻庭郁也君） こちらは、査定に向けて測量設計を計画していたところなんですけれども、その査定は、まず工事発注に向けて、工事ができる状態にするという詳細な設計を求められていたところでありまして、実際、今回の査定においては簡易査定ということで、詳細な測量は行わなくていいという形が取られたので、大幅な設計委託費を削減することができたということになっております。

以上です。

○議長（山本忠志君） よろしいですか。

ほかにございますか。

1番。

○1番（真田幸久君） 給与費明細書56ページなんですけれども、超過勤務手当のほうは1,971万7,000円の減ということで大きく減少している一方で、給与支給のほうは217万5,000円の増という状況になっています。

台風対応のための平日超過勤務が落ち着きを見せているということが表れている、もしくは、当初かなり多めに想定して上げていた部分を実際に合わせて減らしていくという両方が考えられるんですけれども、そのあたりの状況を教えていただきたいのと、あとは、この休日出勤が増えているという点に関しては、こちらも台風に関係している住民相談対応などで増加しているのかなというふうに想像できますけれども、そういった見方で合っているのか

どうかということをお教えいただきたいのと、引き続き、職員の方の負担が続いているということもありますので、その点に対してはどのようにお考えかという点を教えていただけますでしょうか。

○議長（山本忠志君） 総務課長。

○総務課長（高野秀男君） 超過勤務がまず大幅に減額しているということは、今、議員がおっしゃるとおり、10月の台風災害の月が非常に超勤、やっぱり職員の方も多く残業したというところで、予算のほうも、専決のほうでも2回ほどですか、大きく補正のほう、超過勤務させてもらったんですが、おっしゃったように、当初見込んだよりかも残業数が少なかったというところでの大幅な減額になります。

休日出勤に関しましても同様です。休日に出勤して残業がついたというところが、議員が指摘したところと同様な考えで、災害対応になったというところでの増額になります。

○議長（山本忠志君） いいですか。

1 番。

○1 番（真田幸久君） ありがとうございます。

どういう状況でこの数字になっているのか理解できたんですが、最後の質問に対してのお答えはなかったと思いますので、そちらの回答をいただきたいと思います。

こちらは監査報告の中でも、ある意味指摘されている部分にもつながるので、お答えをいただきたいんですけども。要は特別な待遇などの対応が必要じゃないかという意味を含めて今私は質問しているんですけども、そのあたりも含めてお答えいただけますでしょうか。

○議長（山本忠志君） 総務課長。

○総務課長（高野秀男君） 今回のこういった職員の超過勤務の勤務に当たってのことに対してどのように考えているかという認識でよろしいでしょうか。ということではなく……。

○1 番（真田幸久君） 評価というか、今回これだけ一生懸命いろいろな対応の中、本人も被災者という中で一生懸命やられてきていただいたわけなので、それに対する対応、いまだにやはり休日出勤があるということはそれが引き続き行われているということですので、そういう現実を踏まえた上で、そういった対応、例えば特別手当をつくるとか、そういったことを含めて対応する予定はありますかという、具体的に財源の問題等もあるので、なかなか、はい、やりますとは言いつらいのは分かるんですけども、方向性としてそういったことをお考えになっていらっしゃるかどうかをお聞かせください。

○議長（山本忠志君） 総務課長。

○総務課長（高野秀男君） すみません。質問の趣旨をよく理解せず、すみませんでした。

職員のほうも、多少は落ち着きを見せているというところはあるかもしれませんが、まだまだ、今日の災害復旧に関する各課のいろいろな事業の受付等もまだまだ行っているというところで、職員はまだ災害復旧の事業のほうも対応に当たっている時間というのは確かに多く、それに伴った残業というのも発生しているというふうな認識はしています。

いろいろと事業をやっている中で、まだまだ、来年度は災害対応が続く、じゃ、その状況がいつまで続くのかというのは、まだ、正直、いつまでというところまで分からない状況にはございます。

いろいろと職員も一生懸命やって、そういった中で、残業すればこういった手当のほうも当然支払っていくということになるんですけども、議員がおっしゃっているような、何か災害に特化したような手当を支給するかというところまでは、今のところは町として考えてございません。

○議長（山本忠志君） ほかに質問ございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） なければ、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 討論を終結いたします。

採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第10、議案第1号 令和7年度八丈町一般会計補正予算は原案どおり可決いたしました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第11、議案第2号 令和7年度八丈町介護保険特別会計補正予算を上程いたします。

説明、福祉健康課長。

○福祉健康課長（菅原宏幸君） それでは、資料番号12をお願いいたします。

1 ページをお願いいたします。

議案第 2 号 令和 7 年度八丈町介護保険特別会計補正予算。

令和 7 年度八丈町の介護保険特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 30 万 5,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 11 億 6,029 万 3,000 円とする。

(「文言省略」の声あり)

○福祉健康課長(菅原宏幸君) はい。

令和 8 年 3 月 2 日、提出者、八丈町長、山下奉也。

4 ページをお願いいたします。

歳入でございます。

8 款 1 項一般会計繰入金、こちらに関しましては、それぞれ繰り入れている中で、消耗品費ほか特別徴収事務費負担金 21 万 7,000 円減、一般会計事務費繰入金 8 万 8,000 円減となります。

それでは一番下、計です。補正前の額 11 億 6,059 万 8,000 円、補正額 30 万 5,000 円の減、計 11 億 6,029 万 3,000 円となります。

つきまして、次のページをお願いいたします。

歳出になります。

1 款 1 項総務管理費 21 万 7,000 円の減でございます。旅費やトナー等の減額でございます。

2 項介護認定審査会費 8 万 8,000 円、管外旅費、消耗品の減でございます。

補正前の額 11 億 6,059 万 8,000 円、補正額 30 万 5,000 円の減、計 11 億 6,029 万 3,000 円となります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長(山本忠志君) 説明が終わりました。

この介護保険特別会計補正予算からは、歳入歳出まとめて質疑をお受けいたします。

質問ございませんか。

(発言する者なし)

○議長(山本忠志君) 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございますか。

(発言する者なし)

○議長（山本忠志君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第11、議案第2号 令和7年度八丈町介護保険特別会計補正予算は、原案どおり可決いたしました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第12、議案第3号 令和7年度八丈町後期高齢者医療特別会計補正予算を上程いたします。

説明、住民課長。

○住民課長（小野高志君） それでは、資料番号の13番をお願いいたします。

3枚目の1ページをお願いします。

議案第3号 令和7年度八丈町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）。

令和7年度八丈町の後期高齢者医療特別会計の補正予算（第4号）は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ498万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億5,406万7,000円とする。

(「文言省略」の声あり)

○住民課長（小野高志君） はい。

令和8年3月2日、提出者、八丈町長、山下奉也。

続いて7枚目、5ページをお願いいたします。

歳入について説明いたします。

今回の補正予算は、年度末に向け保健事業の実績に応じた歳入歳出額の調整でございます。

1款1項後期高齢者医療保険料595万4,000円の増、保険料額の実績に応じた増減でございます。なお、被保険者数は12月末時点で1,493名、前年度より20名増えております。

続いて、4款1項他会計繰入金のうち一般会計繰入金1,086万8,000円の減、療養給付費等の実績による一般会計からの繰入金の増減でございます。

次のページをお願いいたします。

6 款諸収入のうち 1 項、2 項及び 4 項受託事業収入等を合わせて 7 万 4,000 円の減、いずれも事業実績による増減でございます。

以上、歳入合計、補正前 2 億 5,905 万 5,000 円、補正額 498 万 8,000 円の減、合計 2 億 5,406 万 7,000 円となります。

続きまして、下の 7 ページをお願いいたします。

歳出について説明いたします。

2 款 1 項保険給付費の葬祭費 35 万円の減、実績見込みによる減額でございます。葬祭費は 1 件 5 万円となっております。

続いて、3 款 1 項広域連合納付金 491 万 3,000 円の減、療養給付費等の実績による各種負担金の増減によるものでございます。

続いて、5 款 2 項諸支出金のうち繰出金 27 万 6,000 円の増、予算額の増減に伴う一般会計繰出金の調整でございます。

6 款 1 項予備費 1,000 円の減、予算の総額の端数調整でございます。

次のページをお願いいたします。

以上、歳出合計、補正前 2 億 5,905 万 5,000 円、補正額 498 万 8,000 円の減、合計 2 億 5,406 万 7,000 円となります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

質疑ございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第12、議案第3号 令和7年度八丈町後期高齢者医療特別会計補正予算は、原案どおり可決いたしました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） つづいて、日程第13、議案第4号 令和7年度八丈町国民健康保険特別会計補正予算を上程いたします。

説明、住民課長。

○住民課長（小野高志君） 資料の14番をお願いいたします。

3枚目の1ページをお願いします。

議案第4号 令和7年度八丈町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）。

令和7年度八丈町の国民健康保険特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,117万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億5,328万1,000円とする。

（「文言省略」の声あり）

○住民課長（小野高志君） はい。

令和8年3月2日、提出者、八丈町長、山下奉也。

6ページをお願いいたします。

歳入について説明いたします。

1款1項国民健康保険税560万7,000円の減、加入者の減少等に伴う減額でございます。国民健康保険被保険者数は12月末時点で1,892名、前年度より128名減っております。

次のページをお願いします。

6款1項他会計繰入金のうち一般会計繰入金1,678万4,000円の増、加入実績等による一般会計からの繰入金の増減でございます。このうち東京都からの普通交付金約7億円に対する償還金の財源不足に対応するため、法定外繰入金として1,688万9,000円を増額計上しております。これにより、令和7年度の法定外繰入金の総額は2,715万4,000円となります。

以上、歳入合計、補正前11億4,210万4,000円、補正額1,117万7,000円の増、合計11億5,328万1,000円となります。

次の8ページをお願いいたします。

続いて、歳出について説明をいたします。

1 款 1 項総務管理費 7 万 6,000 円の増、職員の超勤手当等の不足額の増でございます。

続いて、2 款 4 項出産育児諸費 350 万円の減、こちらは出産育児一時金の実績に伴う減額でございます。出産育児一時金は 1 件 50 万円の支給となっておりますが、今年度は出生数これまで大変少なく、1 月末までに、全体で 11 名、国保加入者はゼロとなっております。

3 款国民健康保険事業費納付金は財源更正でございます。

次のページをお願いします。

8 款 1 項償還金及び還付加算金 1,688 万 9,000 円の増、東京都からの普通交付金を多めにもらっていた分に対する償還金でございます。

8 款 3 項繰出金のうち一般会計繰出金 228 万 8,000 円の減、歳入の滞納繰越分の保険料減額に伴う減額でございます。

以上、歳出合計、補正前 11 億 4,210 万 4,000 円、補正額 1,117 万 7,000 円の増、合計 11 億 5,328 万 1,000 円となります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

質問ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第 13、議案第 4 号 令和 7 年度八丈町国民健康保険特別会計補正予算は原案どおり可決いたしました。

ここで休憩を取りたいと思います。

休憩は 10 分間といたしまして、14 時 10 分から再開いたします。時間までにお集まりくださ

い。

(午後 2時01分)

○議長（山本忠志君） 休憩を解いて再開いたします。

(午後 2時10分)

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） それでは続きまして、日程第14、議案第5号 八丈町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例等の一部を改正する条例を上程いたします。

説明、総務課長。

○総務課長（高野秀男君） それでは、データ番号15をお願いします。

議案第5号 八丈町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例等の一部を改正する条例。

上記議案を提出する。

令和8年3月2日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

地方公務員法第14条の規定により、特別職の職員の給与に関する法律を参考とし、八丈町の特別職の期末手当について同様の措置を講ずるために条例を改正する必要があるので、本案を提出します。

次のページをお願いします。

八丈町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例等の一部を改正する条例。

今回の改正の趣旨ですけれども、特別職の期末手当の率は特別職の国家公務員に準じて町条例で定めています。

このたび、特別職の国家公務員の給料に係る改正があったことから、それに準じて町条例の改正をするものです。改正する条例は、八丈町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例、八丈町長等の給与等に関する条例、教育委員会教育長の給与及び旅費並びに勤務時間、休日、休暇等に関する条例、八丈町公営企業管理者の給与等に関する条例になります。

改正内容については、期末手当の支給月数を令和7年12月期分より年間0.05月増となります。年間3.45月が3.50月になります。令和7年12月期分は、遡及対応の上、差額を支給しま

す。令和8年度からは6月期分と12月期分でそれぞれ1.75月の支給になります。

簡単ですが、以上で説明を終わります。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。質問ございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第14、議案第5号 八丈町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例等の一部を改正する条例は原案どおり可決いたしました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第15、議案第6号 八丈町土地開発基金条例の一部を改正する条例についてを上程いたします。

説明、企画財政課長。

○企画財政課長（金川智亜樹君） それでは、データ番号の16をお願いいたします。

議案第6号 八丈町土地開発基金条例の一部を改正する条例。

上記議案を提出する。

令和8年3月2日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

基金財産額の見直し及び令和7年台風第22号・第23号の災害復旧・復興に係る経費に活用することを目的に、基金の一部を一般会計に繰入れするため、本案を提出いたします。

次のページをお願いします。

八丈町土地開発基金条例の一部を改正する条例。

八丈町土地開発基金条例の一部を次のように改正する。

こちらは基金の額になります。

第2条第1項中「4億円」を「2億円」に改める。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

こちら改正の概要ですが、現在、八丈町土地開発基金では、3億3,850万4,884円の現金と6,380万2,116円の土地を所有しております。令和3年の土地取得を最後に、基金を用いた土地取得は行ってはおりませんが、今後八丈町公共施設等総合管理計画に基づき町営施設の統合等を進めていく必要があることから、先行取得が必要となる可能性が考えられるため、基金の活用は今後も継続していく方針であります。しかしながら、先行取得が必要となる案件の減少、土地価格、また、さきの台風22号、23号災害により財源調達を行っていく必要がある状況などを鑑み、基金財産額の見直しを行うとともに、限りある財源の有効活用に向けて本条例を改正いたします。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。質問ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第15、議案第6号 八丈町土地開発基金条例の一部を改正する条例については原案どおり可決いたしました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第16、議案第7号 東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約についてを上程いたします。

説明、住民課長。

○住民課長（小野高志君） それでは、データ番号の17番をお願いいたします。

議案第7号 東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約。

上の議案を提出する。

令和8年3月2日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

令和8・9年度の後期高齢者医療の保険料について、保険料の軽減に係る経費を各区市町村の一般財源から負担金として支弁することとするため、規約を変更する必要があるので、本案を提出する。

次のページをお願いいたします。

東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約。

東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を次のように変更する。

それでは、今回の契約変更について概要を説明いたします。

本文の朗読は省略させていただきます。

東京都における後期高齢者医療制度を運営している広域連合の規約改正には、加盟する各区市町村議会の議決が必要となりますので、本案をお諮りするものであります。

東京都後期高齢者医療広域連合議会において、本年1月29日に令和8・9年度の保険料率が議決されましたが、この保険料率はこれまで行われてきた保険料軽減の特別対策等を継続することを前提としており、その経費の支弁方法について定めている広域連合規約の附則部分の記述を令和8・9年度の2か年に対応できるように改めるものでございます。

なお、附則として、この条例は、令和8年4月1日から施行し、令和7年度分以前のものについては従前の例によります。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

質問ございますか。

3番。

○3番（奥山幸子君） これで町の負担が増えるんですか。少し増えるの。

○議長（山本忠志君） 住民課長。

○住民課長（小野高志君） 今回の保険料率改定につきましては、従来平均保険料が年間で約

11万1,356円だったものが、特別対策などを行わないと14万3,000円ほどに上がる。そのところに、特別対策経費として232億円、また基金等の活用で423億円を投入することで平均保険料を年間12万7,400円に抑えるというものであります。町における負担が増えるというよりは、連合会としての過去の剰余金や基金などそういったものを取り崩して対応するという内容となっておりますので、町の負担が直接増えるということはあまり考えられないというところでお願いいたします。

○議長（山本忠志君） 3番。

○3番（奥山幸子君） 連合会ではそこを負担するわけですね。町と関係ないってどういうことですか。連合会の一員になっているわけじゃないですか。

○議長（山本忠志君） 住民課長。

○住民課長（小野高志君） すみません。連合会の剰余金など、そういったものを活用するというのでございますので、このために新たに町から何か支出をするというようなことは今のところ話はございません。

○議長（山本忠志君） よろしいですか。

1番。

○1番（真田幸久君） 今の質問に関連してなんですけれども、今、当面はその剰余金で対応できるという話なんですけれども、当然剰余金がなくなれば再度各参加団体からの負担が増えるということにもつながると思うんです。そのあたり、どれぐらいの期間がもちそうという言い方も変なんですけれども、今回二百四十何億円ということでしたけれども、じゃ、今、実際剰余金の残高がそれを使った後に幾らあるのかによって、すぐにでも全体としての自治体には負担が増えることにもつながるので、そのあたりの数字はいかがでしょうか。

○議長（山本忠志君） 住民課長。

○住民課長（小野高志君） すみません、ちょっとそのあたりの細かな数字、現在つかんでおりませんので、お調べして後ほど回答させていただきます。

○議長（山本忠志君） よろしいですか、ちょっと、今細かな資料は手元にないということで、ほかにございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） よろしいですか、議事を進行して。

ちょっと回答が保留となっているところがありますけれども、以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございますか。

(発言する者なし)

○議長（山本忠志君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第16、議案第7号 東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約については、原案どおり可決いたしました。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第17、議案第8号 令和7年度ストック総合改善事業末吉団地改修工事請負契約の変更を上程いたします。

説明、企画財政課長。

○企画財政課長（金川智亜樹君） それでは、データ番号の18をお願いいたします。

議案第8号 令和7年度ストック総合改善事業末吉団地改修工事請負契約の変更。

上記議案を提出する。

令和8年3月2日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決を求めます。

次のページをお願いいたします。

令和7年度ストック総合改善事業末吉団地改修工事請負契約の変更。

令和7年9月9日開催の令和7年第三回定例会において、原案可決された「令和7年度ストック総合改善事業末吉団地改修工事請負契約」を下記のとおり変更する。

記。

1. 請負契約金額。変更前、6,105万円、変更後、6,040万6,500円。

2. 請負代金に対する増減額。64万3,500円の減。

3. 変更の理由。現場状況に応じた設計変更に伴う仕様変更、使用材料等の増減に伴う内訳の変更により契約金額を増額変更する。

こちら、工期についても……

(議長「減額でしょう」の声あり)

○企画財政課長(金川智亜樹君) すみません。減額変更する。すみませんでした。

こちら、工期につきましても令和8年3月13日から令和8年5月13日に変更となります。

内容につきましては、建設課長より説明をいたします。

○議長(山本忠志君) 説明、建設課長。

○建設課長(櫻庭郁也君) それでは、次の3ページ目に変更場所を示した図面資料がありますので、確認をお願いします。

工事内容の変更について説明いたします。

施工を進める中で判明した設計と現場状況との不整合により工事内容を変更するものになります。

まず1点目は、屋上防水工事についてです。

当初設計では、防水絶縁断熱工法を予定しておりましたが、現場を確認したところ、既存のものは断熱が不要の防水絶縁工法であることが確認されました。この状態で、設計どおりの工法を採用しますと、屋根のタンクなど収まりに不具合が生じることが確認されました。このため、既存の状況に合わせる施工内容に変更いたします。

2点目は、プロパン庫、プロパンガスのボンベを保管する置場の改修工事です。こちら、施工を進める中で屋根の下地材となっている鉄骨及び鉄筋に腐食があることが確認されたため、腐食している部分を撤去し、新たな部材を追加して補強を行う変更をするものになります。

説明は以上になります。

○議長(山本忠志君) 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

質問ございませんか。

(発言する者なし)

○議長(山本忠志君) では、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(発言する者なし)

○議長(山本忠志君) 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本忠志君) ご異議ないものと認め、日程第17、議案第8号 令和7年度ストック総合改善事業末吉団地改修工事請負契約の変更は原案どおり可決いたしました。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(山本忠志君) 続いて、日程第18、議案第9号 令和7年度農業基盤整備促進事業三根河尻水路改修工事Ⅲ期請負契約の変更を上程いたします。

説明、企画財政課長。

○企画財政課長(金川智亜樹君) それでは、データ番号の19をお願いいたします。

議案第9号 令和7年度農業基盤整備促進事業三根河尻水路改修工事Ⅲ期請負契約の変更。
上記議案を提出する。

令和8年3月2日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決を求めます。

次のページをお願いいたします。

令和7年度農業基盤整備促進事業三根河尻水路改修工事Ⅲ期請負契約の変更。

令和7年6月11日開催の令和7年第二回定例会において、原案可決された令和7年度農業基盤整備促進事業三根河尻水路改修工事Ⅲ期請負契約の変更を下記のとおり変更する。

記。

1. 請負契約金額。変更前、8,866万円、変更後、8,877万円。
2. 請負代金に対する増減額。11万円の増。
3. 変更の理由。排水路整備に係る土工、撤去・その他工、処分費の変更、農道整備に伴う土工、道路工、側壁工、排水工、擁壁工、付帯工、処分費の変更等により契約金額を増額変更する。

こちらは工期につきましても令和8年3月23日から令和8年5月29日へ変更となります。

内容につきましては産業観光課長より説明をいたします。

○議長(山本忠志君) 説明、産業観光課長。

○産業観光課長（大澤知史君） それでは、ただいまの資料の次のページの位置図をご覧ください。

右側の四角の中に施工内容が記載されております。変更内容については赤字で記載しております。

まず、道路工では、路床改良工のセメント系の固化剤の面積を変更しております。路床の安定処理をするために、40センチの厚さの部分55センチに増やしております。また、側壁工については、型番の変更をしております。また、道路工内の撤去工においては、アスファルトの舗装撤去、運搬処分費用を、排水路工内においては、撤去工、支障木の伐採の処分費を変更しており、11万円の増額となっております。

説明は以上です。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

質問ございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第18、議案第9号 令和7年度農業基盤整備促進事業三根河尻水路改修工事Ⅲ期請負契約の変更は原案どおり可決いたしました。

◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第19、議案第10号 令和7年度農地防災事業銚子の口ため池地区改修工事請負契約の変更を上程いたします。

説明、企画財政課長。

○企画財政課長（金川智亜樹君） それでは、データ番号の20をお願いいたします。

議案第10号 令和7年度農地防災事業銚子の口ため池地区改修工事請負契約の変更。

上記議案を提出する。

令和8年3月2日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決を求めます。

次のページをお願いします。

令和7年度農地防災事業銚子の口ため池地区改修工事請負契約の変更。

令和7年6月11日開催の令和7年第二回定例会において、原案可決された令和7年度農地防災事業銚子の口ため池地区改修工事請負契約を下記のとおり変更する。

記。

1. 請負契約金額。変更前、2億3,443万2,000円、変更後、2億1,505万円。

2. 請負代金に対する増減額。1,938万2,000円の減。

3. 変更の理由。底樋管推進工、土留工、地盤改良工、仮設工等の設計変更に伴い、契約金額を減額変更する。

工期につきましては、令和8年3月25日で変更ございません。

内容につきましては、産業観光課長より説明をいたします。

○議長（山本忠志君） 説明、産業観光課長。

○産業観光課長（大澤知史君） それでは、ただいまの資料の次のページの位置図をご覧ください。

同じように、右側の四角の中に施工内容、変更内容については赤字で記載しております。こちらについては、当初工事の内容は6月の議会でも説明いたしましたけれども、底樋管の推進工となっております。図面の真ん中に都道が通っていて、図面の都道の下側、こちらが銚子の口となっております。ここから、都道の上側の堤ガ沢ため池に向かって直径1,200ミリのダクトイル铸铁管を設置し、施工延長29.3メートルということで予定しておりました。

今回、台風の影響でこの推進工を行っておりません。そのため、推進工、発進立坑、到達立坑の関係の費用がゼロとなっております。こちらが大幅な減となっておりますけれども、推進工を実施するに当たり、当初設計での地盤改良工では安全性が十分に確保できない可能性が出てきたことから地盤改良の範囲を大幅に拡大しております。これにより薬液注入工が181本ほど増えております。また、今回の台風で、工事の施工範囲内において倒木などの支

障木が大量に発生しております。こちらの伐採、島内運搬の費用なども発生しております。
その結果、1,938万2,000円の減額となります。

説明は以上です。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

質問ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第19、議案第10号 令和7年度農地防災事業銚子の口ため池地区改修工事請負契約の変更は原案どおり可決いたしました。

◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第20、議案第11号 担い手育成研修センター作業棟（管理エリア）建設工事請負契約の変更を上程いたします。

説明、企画財政課長。

○企画財政課長（金川智亜樹君） それでは、データ番号の21をお願いいたします。

議案第11号 担い手育成研修センター作業棟（管理エリア）建設工事請負契約の変更。

上記議案を提出する。

令和8年3月2日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決を求めます。

次のページをお願いします。

担い手育成研修センター作業棟（管理エリア）建設工事請負契約の変更。

令和7年6月11日開催の令和7年第二回定例会において、原案可決された担い手育成研修センター作業棟（管理エリア）建設工事請負契約を下記のとおり変更する。

記。

1. 請負契約金額。変更前、1億4,795万円、変更後、4,700万807円。
2. 請負代金に対する増減額。1億94万9,193円の減。
3. 変更の理由。施工計画見直しにより、鉄筋・打設までを今年度の施工範囲としたため、実績に応じて契約金額を減額変更する。

こちら、工期につきましては令和8年3月24日と変更ございません。

内容につきましては、産業観光課長より説明をいたします。

○議長（山本忠志君） 説明、産業観光課長。

○産業観光課長（大澤知史君） それでは、ただいまの資料の次のページの位置図をご覧ください。

右側の四角に施工内容が記載されております。こちら、当初工事内容については6月の議会でも説明いたしましたが、農業担い手育成研修センターの作業棟の管理エリア、こちらの建設となっております。面積が123.71平米で、鉄骨造りの平家で、車庫、農具置場、薬品室、給排水施設、会議室、こちらを整備する予定となっておりますが、台風22号の影響で工事を一時中断し、鉄筋・打設までの工事で今年度の工事は施工完了となりました。その結果、1億94万9,193円の減額となります。残りの工事については、令和8年度に行う予定でございます。

説明は以上です。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

質問ございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第20、議案第11号 担い手育成研修センター作業棟（管理エリア）建設工事請負契約の変更は、原案どおり可決いたしました。
-

◎散会の宣告

- 議長（山本忠志君） 以上をもちまして本日付議された議案は全て終了いたしました。

令和8年第一回八丈町議会定例会第1日目を散会いたします。

先ほどの件ですか。

先ほど回答保留となっておりましたところを、住民課長。

- 住民課長（小野高志君） 申し訳ございません。

先ほどの、後期高齢の基金の取崩しなどで保険料率を抑えるという部分の基金の残高の状況なんですけれども、まず特別会計調整基金というもの、391億円現在残高があるうちの53億円を取り崩して充てると。また、東京都の財政安定化基金、こちらのほうが現在212億円基金残高がありまして、このうち給付リスク、収納不足リスク分を除いて最大限の額として173億円を取り崩して充てると。また、剰余金が197億円取り崩すということでございます。

また、先ほど市町村の負担は増えないのかという3番議員のご質問がありまして、あまり増えないということを申しましたが、申し訳ありません、6%弱ほど市町村の負担が増えるというような計画となっております。

訂正して回答いたします。よろしくお願いいたします。

- 議長（山本忠志君） よろしいですか。

それでは、これにて今日の第1日目を散会いたします。

次の会議は3月17日午前9時より開議いたします。

本日はこれにて終了です。お疲れさまでした。

(午後 2時44分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和8年3月2日

議 長 山 本 忠 志

署 名 議 員 岩 崎 由 美

署 名 議 員 浅 沼 碧 海